

富山福祉短期大学紀要

福祉研究論集

創刊号 1999年4月

目次

創刊にあたって	学長 平田 純	(1)
武政 司郎	家族関係の過疎についての臨床心理学的考察	(3)
梅崎 薫	高齢者を介護する嫁と娘の在宅福祉サービス利用 (わが国の高齢者ソーシャルワークは誰の自己決定を尊重しているのか?)	(15)
高谷 よね子	介護福祉士と専門性	(23)
実野 勝久	介護保険法の問題点と今後の課題 (要介護度認定をめぐる紛争の整合的解決方法)	(33)
平松 道夫	福祉のまちづくりと意識のバリアフリー — 地域コミュニケーションの展開にむけて—	(39)
八十川 睦子	子どものスポーツ的社会化論へのブルデュー理論の応用可能性の検討	(47)

創刊にあたって

学長 平 田 純

本学の研究発表機関誌としての紀要「福祉研究論集」の創刊を衷心からお喜び申しあげます。

本学が創立されてから二年の歳月が経過して、先に無事、第一回卒業生を社会に送り出すことが出来ました。その間、本学の教職員は共に、無から有を生み出すための努力に寧日無き有様であったと言わねばなりません。しかし、私たちは、大学が学生の教育に当たる場であると共に、いやそれ以上に、学術研究の場であることを、忘れることができませんでした。日々の学生の教育と指導に追われながら、続けてきた研究への努力の跡を、開学二年を経過した後ではありますが、紀要として、ここに公刊出来ることを、一同、大いに喜んでいきます。正直に言って、本学は、まだまだ様々な面で不足することの多い教育研究の場ではありますが、私たち富山福祉短期大学に教鞭を取る者は、社会福祉はいま緊急に幅広い領域にわたる情報はもとより、高度な先端的情報の求められている研究分野であることを銘記して、全員がそれぞれの携わっている福祉の分野での研究を通して、現代社会への精一杯の貢献を果たしたいと念願しています。

それに向けての第一歩としての富山福祉短期大学紀要「福祉研究論集」の発刊であります。発刊を喜ぶと共に、本紀要が号を重ね、より大きな成果の生み出されることが期待される所であります。

家族関係の過疎についての臨床心理学的考察

武 政 司 郎

Sirou Takemasa

和文および欧文キーワード

過疎 (feeling of abandonment)

しがみつき (dependence)

There are many people around us who are dependent on people or things. They feel alienated. Or, they suffer mental isolation. These people need something to support them since they are unable to by themselves. They are liable to feel that dependence and the feeling of isolation are at opposite poles. But I believe that they are co-related. The lack of intimate interpersonal relationships and co-dependence are some of the biggest problems concerning family relationships in the present day. It is impossible to nurture human feelings without invading one's private space. Clashes concerning personal space are needed.

< 欧文抄録の日本語訳 >

我々の周囲には人やモノにしがみついている人が大勢いる。彼らには心の過疎がある。その人たちは何かにしがみつかなければ自分自身を支えきれない人たちである。しがみつきと過疎は対極にあると感じられがちであるが、連続線上の現象として理解したい。人間関係の過疎としがみつきは今家族関係の中でも重要な問題である。パーソナル・スペースの不可侵は人の情性を育むことがない。家族成員が互いにパーソナル・スペースに侵入しての good fightこそが必要である。

今私の中には人間関係、とりわけ家族の中の過疎から派生する今日の状況への危機感がある。

わが国でも、人間関係の過疎が進行しているという指摘がされるようになって久しい。そういう現象は大都市の生活を中心に語られてきた。都会の団地などには階段文化と呼ばれるものがあつた。同じ階段を利用する上下の住人とは挨拶を交わすが、同じ建物に住んでいても、隣の階段の住人とは挨拶を交わそうとはしない。社会心理学でいうファミリア・ストレンジャーという言葉がこれに該当しよう。これはよく見かける人であるが、その人の職業、人柄、趣味などについて具体的にはよく知らない人を指している。隣の階段の住人であるこのようなファミリア・ストレンジャーとは一線を画するのが都会の文化であつた。

人はパーソナル・スペースを守ろうとはするが、パーソナル・スペースが保持されているだけでは、快適さや心の平穏がいつも保証されているわけではない。そういう自分のパーソナル・スペースにしがみつく閉塞的な生き方には人間関係の過疎状況が生じ、生活空間全般に過疎状態が蔓延しやすい。幼い頃から親密な人間関係の中で育ってきて、田舎から都会に出ていった人には、こういう都会生活の過疎は堪え難いことである。荻野恒一はかつて大都市に出稼ぎに出て、関係妄想、被害妄想、幻聴などの症状を呈するが、故郷に戻って治療を受けると急速に回復した出稼ぎ精神病の事例(1977)を報告している。それは都会文化の中で体験する都市と田舎の文化の格差と人間関係の過疎が生み出した社会病理であつた。

離婚や非行などの危機的状況にある人たちのケースを通じて注意深く観察すると、そういう過疎を生み出す状況は年々かなり様相を異にし、深刻化して

きていることが分かる。今日、人間関係の過疎は都会の病理現象であるにとどまらず、もっと広範囲の社会病理となってきたし、家族関係が揺らぎ、家族関係の中にも人間関係の過疎が忍び寄り、家族成員の大人にも子どもにもいろんな病理が発現していることにもっと目を向けるべきではないかという問題意識が本論の根底にある。

本論は、現在臨床の場として私が関与している家庭裁判所の家事調停および刑事事件と民事事件（そのほとんどが家庭裁判所での調停が不成立に終わった離婚事件で、子の奪い合いの紛争が続いているケースである）の鑑定、その他研究会や研修会などの機会に見聞する少年非行の実情などを通じて感じたことを、その実態に触れながら、その臨床的検討を意図するものである。なお、ケースの秘密性を守るためにいずれのケースも匿名とし、ケースの詳細には触れないことにした。

1. 人間関係の過疎の社会的状況

インターネットの急速な発達によって、人間関係が希薄になり、インターネットを離れると孤独感や絶望感に苛まれ、睡眠障害や生活リズムの崩壊が起きるインターネット中毒症が増えていると言われたのは、アメリカでもそんなに以前のことでないが、最近我々の周辺にもそんな若者が散見された。対人関係を回避し、一日中インターネットに熱中している。これは<しがみつki>といえる。ほかにもいろんなしがみつki現象がある。女性に多い買い物依存症もそうだし、少年たちのシンナー依存もそうである。人間関係のアディクションである関係嗜癖、ギャンブルや仕事や買い物など行為のプロセスを内容とする過程嗜癖、薬物や食物のような物質の摂取を内容とする物質嗜癖は、いずれも人間関係の過疎としがみつkiが垣間見られる嗜癖行動である。

最近日本でもストーキングが注目されるようになったが、アメリカでは年間170万人のストーカーの被害者がいるという。見知った相手に拒否されても、しがみついて離れようとはしないストーカー、見も

知らぬ相手でも親しい関係のように思い込んでしまうストーカーのしがみつkiに特徴的なことは、他人とほどよい距離がとれない、対人関係の持ち方が稚拙な人であることが多い点である。ストーカーは自己中心的で、相手のパーソナル・スペースなどにはおかまいなしに猪突猛進する人でもある。このような行動は世の中の突出した奇異な出来事では済まされない面がある。現代に生きる我々への警鐘となる事柄を多く含んでいる。人間関係の過疎と一見対照的な現象として注目されるのがストーカーのしがみつkiである。過疎としがみつkiは対極にある現象だと考えられやすいが、接点をもっている現象ではないか、しがみつkiは過疎の連続線上にある現象ではないかということが本論の主題の1つでもある。マザコン然りである。多忙な会社人間の夫を持つ妻は夫との関係は過疎であり、そういう過疎が息子との密着をもたらしていることが多い。過疎による内面的崩壊をくいとめるためにしがみつkiなのである。

我々の周辺にもしがみつki行動が多く見られるようになったが、そういう行動はストーカー的なしがみつkiと通じる現象だと考えられる。

2. パーソナル・スペース —心的距離と空間距離がもつ問題

臨床場面の面接でも、治療関係でも、心的距離や空間距離はかなり重要な位置を占めている。治療理論では治療者と患者乃至クライアントとの治療的距離が問題となる。近すぎ (under distance) ず、離れすぎ (over distance) ず、適当な距離 (proper distance) を保つことが大事である。こういう距離の取り方は日常生活場面でも同様に問題になる事柄である。

車間距離に対応させて人間 (ジンカン) 距離という造語がある。離れ過ぎず、近すぎない車間距離同様に、人間関係も自分と相手の距離、親しさの程度、上下関係等を配慮して人間 (ジンカン) 距離を決めなければならない。このような人間 (ジンカン) 距離は、現代人の一つの特徴として、かなり以前から「山アラシディレンマ」という精神分析学の言葉と

しても語られてきた。他人に近付き過ぎるとお互いに傷ついてしまうし、逆に他人から遠ざかり過ぎると、孤独感に耐えられなくなる。現代人は他人との適当な距離をとるためのジレンマに陥っているというのが山アラシディレンマの教えるところである。

昨今、こういう距離の調整をうまくできない人が増えてきた。非行少年たちや離婚事件の当事者などには、そういう人が少なくないが、日常的に市井人に見受けられる現象でもある。その原因は多岐にわたろうが、非行少年の場合を例にとると、その1つは、幼い頃からの親子関係が歪められていることにあると思われる。

E・エリクソンは乳児期の発達課題として基本的信頼感 (basic trust) の獲得をあげたが、それだけでは駄目だと指摘した。彼は、basic trust と基本的不信感 basic mistrust を対置させた。前者と後者が一定の割合でなければならぬし、もちろん前者が後者より高い割合であることも必要である。basic trust が互いに引き合う共生の世界ならば、basic mistrust は互いに引き下がり、反発するいわば過疎の世界であると思われる。人は乳幼児期から過疎の世界も知らなければならないが、基本的には基本的信頼感という心理的紐帯と安定感を獲得することが何よりも必要である。エリクソンの漸成説に従えば、基本的信頼感が獲得できなかった子どもは、その後の各発達段階での発達課題の達成に齟齬が生じやすく、精神発達が歪められる。こういうケースは非行少年に数多く見られる。乳児期に基本的信頼感を獲得できなかった赤ん坊は、その歪みが後々まで持ち越され、長じて青年期になったとき、他者を信頼することができにくくなったり、望ましい対人関係を確立することに失敗しやすい。

本論で取り上げるしがみつく人は、生活史を遡れば発達段階での歪みや過疎が見られる人たちである。児童虐待をする子どもの愛し方がわからない親というのも、子どもとの距離の取り方がわからない親である。アルコール依存に陥った夫を支え続け、そういう夫から手を離すことができず、アルコール依存の支え手 (イネイブラー) となっている妻なども、回復に必要な距離をつくり出すことができない人た

ちである。アダルト・チルドレンや共依存者たちの多くは心的距離を保てない人たちである。

最近、電車に乗ると、2人掛の座席の通路側の隣席に自分の荷物を置いて、他人を寄せ付けまいとする人が増えてきた。電車が混んできて側に立っている人がいても知らぬふりをしている。どちらかという若者に多く見られる現象であるが、年配の者もインテリ風の人も例外ではない。これは20~30年前には見受けられなかった光景である。こういう現象をどう見るべきであろうか。車内が混んできたら、自分の荷物は膝の上か網棚に置いて隣席を空けるべきだという良識が失われつつあるという問題だけではなさそうである。清潔シンドロームと呼ばれている精神傾向の延長線上にある問題でもない。他人との身体的接触を嫌がる人たちであるというよりも、自分のパーソナルスペースへの侵入を拒む行動であろう。他人を寄せ付けない人間嫌いという一面も感じられるが、こういう現象はまず自己中心性が問題になる。自己中心的な人間は他人を寄せ付けない。他人を利用することはあるが、協調を拒絶する。自己中心的な人間は、そういう人間関係の過疎の世界にしがみついている人である。過疎の状況は居心地がよいと感じているのであり、過疎への嗜癖とも言えるものだと考えられる。

3. 人間関係の過疎の背景

人間関係の過疎を生んだ背景として取り上げなければならない事柄は多岐にわたるが、ここではトピカルに以下の2つの問題に注目する。1つは母子関係の変質である。乳児を母乳で育てる母親が減り、母子のスキンシップが欠落するようになった。そもそも母親に母性があるのかという疑問もあるが、そういう議論はさておき、少なくともスキンシップを介して母親は快刺激が得られ赤ん坊への愛情を強めていく側面はあるのであろう。幼児虐待をする母親にはこういうスキンシップから得られるものが欠落しているケースも多いように見受けられる。

社会的側面に目を転じると、人間関係の過疎を生んだ背景には小学高学年のいわゆるギャング・エイ

ジの時期での遊びの崩壊もある。子どもの遊びの世界は仲間意識を醸成し連帯感を学ぶ場となる。ギャング・エイジの集団では攻撃性の表出の調整を学ぶ貴重な場ともなる。そういうギャング・エイジが学習塾によって奪われてしまった。ギャング・エイジを取り戻そうということが言われだして久しい。確かに、子どもたちの遊びの世界はファミコンなど機械との共生、閉塞的なカプセル空間での一人遊びという状況が今も支配的である。マシンの世界では情性は育まれない。ギャング集団も影をひそめ、子どもたちの世界には仲間関係の過疎が覆いだした。

4. 親子のニアミスと過疎

一昔前世代の断絶について警鐘が鳴らされたが、その後、今度は世代の異常接近（ニアミス）世代の融合といった現象が取り沙汰された。親子が近付き過ぎることは子どもの社会的成熟にとってマイナス要因になるというのである。親子の距離は最初から必要だとは思われない。エリクソンのいう基本的信頼感（basic trust）の確立にしても距離を置くことではない。母子共生の世界なのである。子ども同士の遊びの世界などはパーソナル・スペースの侵略ごっこである。子どもはそういう遊びの世界を通じて自主性や妥協や調整を学び、社会性を身につける。親子も、パーソナル・スペースの共有の世界を通過した後、子どもの自立のために距離を置かなければならないのであろう。今私が問題視するのは家族関係の過疎や断絶である。親子が友達のように慣れ親しむニアミス以上に家族関係の過疎が結果するものが危機的であると感じる。

少子化現象はきょうだい喧嘩の機会も奪った。きょうだい喧嘩はこれも攻撃性調整の格好の学習の場であった。こういう家族内でのコミュニケーションの機会が失われていったことが家族間の過疎を生み出すことにもつながっているのである。

母子密着の病理に根ざす現代の社会病理ということになると、毎年記録が塗り替えられ止まる気配すらない不登校問題がある。不登校の子どもたちのもつ問題は、単純化して言うと、小学段階では分離不

安に、中学段階では反抗現象、高校段階では現実と理想のギャップに原因があることが多いといわれてきた。ある家事調停事件では、両親の協議離婚後母親に養育されている小学生の子どもに、離婚直後から不登校が続いているケースがあった。離婚後父親が突然子どもの前から姿を消すという対象喪失が、子どもの心に大きな傷跡を残したまま、子どもは母親にしがみつき、登校できなくなったのであろう。

不登校の原因は輻輳しているが、不登校の問題にはパーソナル・スペースの病理という面がある。小学生などの不登校は母親へのしがみつきたと考えられる側面があるが、学友との触れ合いを回避し孤立した物理的、心的状況はまさしく過疎の世界であり、過疎にしがみついている面も看過できないと思われる。不登校の子どもたちは現実世界との心的距離の持ち方に失調が起きた子どもたちであるし、他人との触れ合いを恐れるようになった子どもたちであることが多いと言えよう。不登校は生活空間の問題、パーソナル・スペースへの侵入拒否という問題でもある。触れ合いを恐れるということは、自分のパーソナル・スペースにしがみついて離れないということでもあろう。彼らは距離の取り方が不器用である。相手に合わせるという社会的技術が未熟である。自分の土俵から出ていこうとはせず、いつまでも自分の土俵に居座っている。そういう未熟な行動様式は親との触れ合い方にも問題があったように思われる。彼らの両親も子どもとの距離の取り方に適切さを欠いていた人が多いように感じている。多くの場合一方の親が溺愛したりしている。あるいは祖父母が溺愛している。今まで直接的、間接的にいくつかの不登校ケースにかかわってきたが、父親と子どもの関係に過疎が目立つケースが多かった。父親はワーカホリックであったりすることが珍しくない。不登校の母親達には対人関係が消極的な人や対人距離の取り方が一本調子であることが少なくないようにも思われる。こんな家庭環境下で、不登校の小学生たちは親や家族から対人関係の距離の取り方についての学習が不全になっているのではないか。

5 非行原因としての過疎

少年非行では2～3年前から「いきなり非行」が注目されるようになった。非行歴もないし、両親もそろい、経済的にも普通の家庭に育ったごく普通の高校生がひたたりや強盗をいきなり犯す事犯が増えたというのである。従来の非行原因論では家族間の葛藤や家庭内緊張を非行を助長する誘因として重要視してきた。いまでもそういう見方が可能な非行もあろうが、家族間の葛藤や家庭内緊張よりも、家族間の過疎を問題にしなければならないような状況が生じてきていると思われる。いきなり非行は従来の非行原因論では説明不可能である。

非行をつぶさに観察していくと、多くの非行には共通項として人間関係の過疎が指摘できる。昔から家族が居間に集まるかどうかは、家族の健康度のバロメーターと言われるが、家族の成員各々の居室が日常生活の拠点となって、家族が顔を合わす機会がきわめて少なくなり、家族全員が居間に集まって談笑するといったことがきわめて少なくなっている家族が多い。子どもの自室というのはパーソナル・スペースそのものである。子どもがそういう空間を自分だけの快適空間とするかぎり、家族の本来の機能は失われてしまう。家族の営みが非行についても歯止めになっているという理解は今も昔も代わらない。いきなり非行はこうした家族の歯止めが失われた状況で発生しているのではないだろうか。

人間関係の過疎はこのような面にも忍び寄ってきていると思われる。生活空間の変化という観点からいえば、非行は拡大家族から核家族に変化してきたことと無関係ではない。文化人類学の知見を借りれば、拡大家族では非行などは少ないという。もとより、このことは家族制度からのみ論じられる問題ではなく、時代性やいろんな要因を無視はできないが、拡大家族には核家族のような過疎現象は少ないという面に注目したいのである。それはパーソナル・スペースの変化に結びついた現象として理解できる。核家族では人間関係の過疎が起きやすい状況がある。パーソナル・スペースが共有されている家族では、子どもは非行化することは少ないのではないかと

隣との風通しのいい生活文化が維持されている状況下では家庭内暴力も起きにくい。近隣と没交渉だとかといった団地生活とか地域の連帯感が希薄な地域社会でこういう現象は起きやすい。不登校にもかなりそういう側面がある。近隣とのパーソナル・スペースの共有も大事なことである。家族の存在は非行の防波堤であるという言い方は随分大雑把であるが、心理的紐帯の強い、言い換えれば子どものパーソナル・スペースに入り込んで無視できない祖父母や親や同胞をもつ子どもは、行動の準拠に家族の存在が組み込まれざるを得ないという側面がある。

精神科医の山田和夫はストロークのない家庭を問題にしている。ターミナル・ケアでもストロークの大切さを強調する人もいる。ボートの一漕ぎがストロークであるが、家族精神医学では「軽い、心地よい刺激」を言う。非行少年の家庭でも、不登校の子ども家庭でもこれが欠けていることが多いように見受けられる。ストロークが過疎を救う。

シンナー吸引の動機を吸引少年に尋ねると、好奇心からだとか、友達に誘われてといった返事がかえってくる人が多い。多くの調査結果はそのような数字を掲げ、統計資料はあたかもそれがシンナー吸引動機の実態かのような印象を与えるが、吸引少年自身も気付かない側面に真相が隠されている。シンナー吸引は共犯者が多い非行であり、吸引仲間との連帯感の希求が吸引動機の1つであることも強調されることがある。彼らの仲間関係は親密感によって支えられているものではないし、吸引仲間へのしがみつきもみられる。アイデンティティが確立され自尊心を持っている健康的な少年は友人にしがみつけない。非行少年にはアイデンティティが揺らいでいるので仲間へのしがみつき、自我を補強しようとする。自分自身を一人では支えきれないのがシンナー吸引少年たちである。日常生活に目標をもち、成就感・達成感が獲得されている少年たちは決してシンナーを吸引したりはしない。シンナーを吸引する少年には、ゲブザッテルが言うように現存在の空虚さがある。人間関係の過疎がある。人間関係の過疎に慣れっこになった少年は過疎状況を安住の場と感じやすくなる。母親にも甘えられないからシンナー吸

引にしがみつく。シンナーを吸引する少年の多くは被愛欲求が充足されていない少年たちである。人間関係に傷ついたり、失望した者はモノにしがみつく。エネルギーを消耗する人間関係にしがみつくよりモノにしがみつく方が楽である。こんなシンナー吸引少年に吸引を止めさせるために、吸引の有害性を認識させることが主流になっていた時代もあるが、有害性を説いたところで徒勞でしかないのは当然である。

昭和48年頃の子どもを取り巻く世界は無気力時代だった。学校でクラブ活動もしないし、何が欲しいかと聞かれても、「さーねー」とか「別にない」という答えがかえってくるしだけ時代であった。欲求の空洞化の時代であった。無気力、無関心、無責任の三無主義の時代であった。この後、昭和50年ころから校内暴力時代に突入するが、歴史は一転し、今また中学生世代を「新三不族」と呼ぶ社会状況が生じてきている。中学生に意識調査をしたところ、規範感覚がない、人間関係がない、達成意欲がないの「三不」傾向が目につき、80年代より中学生の無気力化が強まっているという。こういう状況の中で学級崩壊・学校崩壊現象が生じてきている。今子どもたちの世界を覆うものも人間関係の過疎であるという認識が必要であろう。

私はここ2～3年多数の刑事事件の鑑定に従事してきたが、ここでも人間関係の過疎が印象づけられるいくつかのケースに遭遇した。親・同胞とは没交渉になり、友人もなく、口をきく相手もない日常生活をおくっている人の事犯が強く印象に残った。同時に、シンナー吸引であれ、万引きなど初発型非行であれ、非行少年に通有の傾向は自尊心を持ってないことである。自尊心の欠落は心の過疎といえる。こういう過疎をどう癒すかにも関心はあるが、本論では論じないことにする。

6. 家事調停を通じてみる家族関係の過疎

家庭裁判所の家事事件の調停に調停委員として関与していて、夫婦の離婚事件も様変わりしてきた印象を受ける。このところ離婚件数は毎年記録を塗り

替えている。家裁に係属する家事事件の半数以上が夫婦関係調整事件つまり離婚事件である。本論ではこのような社会現象の背景には言及しない。その様相の特徴は何かと問われたなら、夫婦間の人間関係の過疎としがみつきの特徴的な現象の1つになってきていると感じる。新婚旅行でも、その後もセックスストレスの生活が続き離婚に至った若い夫婦もいる。妻と親密感が持てず、性的アイデンティティを持ってないマザコン男性が結婚する。夫婦の関係は不毛の過疎状態が続き、当然予期される結末が到来する。

昔から夫婦間の過疎という現象はいくらでもあったと思われる。夫婦間の距離が意図的につくられ、疎遠な関係が否定されない時代もあった。それが意識の変化によって妻にとってもそういう事態は堪え難い事柄になってきている。

精神発達の観点からは、自立できない幼い子どもが母親にしがみつくと心理は容易に理解できるが、大の大人のしがみつきのついては、今までそんなに関心を払ってこなかった。だが、最近家事調停でそんなケースに次々とお目にかかるようになって、改めて注目するようになった。わが子に対するしがつきもあれば、夫の妻に対するしがつきもある。離婚した妻に対する未練が子に対するしがつきになっているケースもある。自分の母親にしがみついているマザコン（マザーコンプレックス）男性もいる。女性には、息子にしがみついているマザコンの母親はいるが、夫にしがみついている妻は意外にいない。

かつては、マザコンなどは本で読む世界の現象でしかなかったが、昨今は現実の調停場面でいくらかでも遭遇する。海外の新婚旅行先から毎晩母親に電話をする息子がいた。その折り一度も電話を新妻に代わることもなかった由である。妻は結婚前、親孝行な息子だという認識しかなかったという。一見やさしく、親孝行と感じられる男性にマザコン男性が少なくないから、女性も配偶者選択を誤る。母子密着を示すマザコンの母・息子は距離を失った親子である。結婚するまで母親と入浴していた大学出のサラリーマンの男性。母子密着は母子相姦に行き着くことがあるからニアミスどころの騒ぎではない。マザコンは相互依存のブラックホールから生まれるが、

心的距離の喪失過程を検討していくと、家庭生活が家族の共同体であることを疎んじていた父親の責任でもあるケースが多い。

マザコン男性も人並みに結婚しようとはするが、母親への罪悪感から心から結婚を望んでいるわけではない。アンビヴァレントであるから、結婚に至る過程でも結婚を断念しようとする奇異な行動をとったりすることもある。結婚後も母親への忠誠心は不変である。母親か妻かという二者択一の場面に立たされると母親の側に立つ。妻から姑との確執を訴えられても適切な対応ができないのがマザコン男性である。自分の母親の横暴を許している。マザコンであっても、夫婦関係がすべて破綻するわけではないが、その配偶者には血の出るような苦痛と忍耐という代償が払われていることが少なくない。マザコンの夫は、そのような妻の心の痛みにはほとんど気付かない。姑との確執が原因で妻の胃に穴があいても、夫は母親への忠誠心を捨てることはできないでいる。彼にあるのは母親への忠誠心だけであるからこんな男性を夫に持つと死ぬまで苦勞が尽きない。家族の歪みや過疎が母子密着を生んでいるし、過疎は密着やしがみつきのよって代償的に癒されているのである。

(1) 夫婦間に見られる過疎

最近では熟年夫婦の離婚が増えているが、妻から三行半を突き付けられても、離婚に応じようとはせず、いつまでも妻にしがみついている夫が増えた。夫がしがみつこうとすればするほど、妻は嫌悪感を強くし、夫から一刻も早く離れようとする。そんな熟年離婚ケースがいっぱいある。定年退職している人もいるし、子どもが成人している人もいる。妻の方も還暦を目前にして定職に就けるあてもなく、これからの生活設計を描くことはできにくい。それでも離婚だと言う。

通常、離婚しようとする夫婦は互いに自分は悪くない、悪いのは相手の方だと思っている。お互いに罵り合い、自分の行動を正当化することに終始し、溝は埋められず、サッサと離婚する人は、ある意味では健全である。配偶者についてこれでもかこれで

もかと非難の言葉を吐く人は、相手に期待感も明確であり、家族の在り方についてもイメージがそんなに貧困ではない人でもある。自分ならこうするという役割意識が確立されている人である。だから相手を批判できる。もっとも自分の落ち度や欠点を過小評価している人は多いのだが。「離婚できる人」というのは青年期に脱愛着という課題を成就し得た人たちであり、自立できている人である。いつまでもしがみついている人というのは、それが積み残されたままになっている人たちではないか。

長年酒も煙草も嗜まず、禁欲的な精勵格勤を続けてきて、子どもの高等教育も終えた男性が突然妻から三行半を突き付けられ、私は今日まで何のために生きてきたのだろうと調停の席でさめざめと泣く。妻にしがみついている夫にもいろんなタイプがあるが、比較的によく見られるケースを次にあげる。

定年退職後妻から離婚を求められた夫が、離婚を思い止まるような何とか妻を説得してほしいと円満調整の申立てをしてきたケースである。毎月のように小旅行にも連れて行ってやったのではないかと妻への思いやりと献身を口角泡を飛ばしながら語る。妻にとっては、旅行に連れていってもらったということは大したことはない。妻の方は、心の乾いた愛情の乏しい夫で、心が通い合う夫婦でなかったという後悔から離婚を決意しているのであるが、夫は妻の心情に深く入り込むことができない。加藤諦三は、人は相手にしがみついているときは、相手に対する愛情が深いと錯覚すると指摘している。[加藤、1989：110] 妻からいくら罵られても別れられない。妻は夫を信頼できなくなっており、夫の束縛から早く逃れたいと思っているのに、夫は彼女が自分の重圧下にあったという自覚はまったくない。妻の方は夫婦関係は破綻していると感じているが、夫はそうは感じていない。夫は愛情という絆を必要としていないからであろう。なぜ妻に嫌われているのかわからず、妻の真意をはかりかねている。何もかもがすれ違う。妻にしがみつくと夫には未熟な自己本位な人が少なくない。自分自身を過大評価している。妻の心情を傷つけるようなことをいっぱいしてきているが、自分ではそれに気付いてはいない。横暴である。局地的

な夫婦喧嘩はよきコミュニケーションだという側面もあるが、勝者、敗者をつくってはいけない。ところがこの横暴な夫はいつも自分が勝者にならないと気が済まない。口論しても謝ることもなかった。これでは妻がキレてしまうのも無理はない。

妻にしがみついている夫は自分のパーソナル・スペースを墨守している人である。そして配偶者のパーソナル・スペースは無視するエゴイストである。自己の障壁は高く、自分のパーソナル・スペースに妻の侵入を許さない人である。持ちつ持たれつの共生関係への欲求不満が孤独だという言い方をする人がいる。表現をかえれば、パーソナル・スペースへの侵入者が得られない状態が孤独だと言えるのではないか。侵入し、侵入されることによって新たな共生の世界が生まれる。

このような妻にしがみついている男性はデリカシーにも欠けている。give and take がない。与えられること受け取ることだけを待ち受けていたり、奪い取ることに終始してきた人である。自分の妻に対するしがみつきに気付かない。妻の方は、まだ子どもに手がかかるときには夫の鈍感さや自己中心性も気にする日常的なゆとりもないが、子どもが手を離れるようになると、過去の夫の仕打ちに恨みがよみがえってくる。ここにも空の巣症候群 (empty nest syndrome) に似た子育てが終わった夫婦の危機がある。

夫が妻にしがみついている熟年離婚では、夫のエゴイズムが夫婦関係の過疎を生んだケースが目につく。そんな横暴な生き方をしてきた夫にも、妻だけでなく、子どもたちからも疎んじられ、家族の中ですっかり孤立してしまう日がくる。そんな現実を突き付けられ動揺するが、自分自身の姿を深く見ようとはしない。だから妻を非難もしない。妻がどう感じているかということなどは眼中にない。こんなケースを通じて、何がこれらの夫婦関係に病理として存在するのかを考えると、根本的な問題はやはり夫婦関係の過疎だと思われる。長年夫婦として生活してきたのであるが、人間同士のかかわりが希薄で相補性のない夫婦関係に問題意識を感じない人がいる。妻はひたすら自己犠牲的に夫に献身してきただけで

ある。人は欲得抜きに心の糸が切れることがあることをこれらの離婚ケースが教えてくれる。

(2) 親の子に対するしがみつきの 一面交渉ケースを通じて

幼い子どもが母親にしがみついて駄々をこねるのは、昔からごく自然な光景であった。ところが、今はそんな小さな子どもだけでなく、思春期の少年たちも、大人たちもいろんなモノや人にしがみついている。しがみつきの状態は、そもそも自分のために他者を必要としているということであろう。母親という安全基地がいつも近くにいることが保証されていると、子どもは少しずつ行動半径を拡大していき、母親にしがみつかなくなる。子どもに自立性が芽生えてくると、子どもはさらに両親にしがみつかなくなる。しがみつきの自分自身に無力感を抱き、相手にどっぷり依存している共生的な状態であろう。しがみつきの甘え、依存、嗜癖に潜む1つの断面であるし、未練などにもこの側面がある。

ここにあげるのは、父親と子との面接交渉ケースである。この夫婦はすでに離婚していて、幼い子どもは母親が養育している。離婚後父親は子との面接交渉を続けてきたが、父親の面接交渉が頻繁だし、子を自宅に連れ帰り泊ませたりするので、母親の方が負担に感じだし、申立てをしたわけである。

離婚後子の監護者とならなかつたいわゆる非同居親は時々子と面接交渉をする。わが国ではこれについての明文規定はなく、慣行が尊重されてきた。その根拠としては自然法的な親の権利であるとか諸説があったが、わが国が平成4年に批准した「児童の権利条約」第8条では、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも個人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と規定され、面接交渉は子の権利として位置づけられるようになった。しかし、こういう条約の理念は一般人には浸透しておらず、離婚しても子どもとの面接交渉は親の当然の権利として主張する人は多い。

この父親はまめに子の世話をやき、一見すると子

に対する愛情も深いと感じられる父親であった。彼は、調停の席上でも、娘をいかほど慈しんできたかについて冗舌に語った。通常の父親以上に子どもの要求はすべて受け入れ、サービスは過剰気味だった。マザーリングならぬこのように行き届いた(?) ファーザリングを父性愛だと評価できるであろうか。子どもを自分に引き付けておく手段として無意識的になされているとしたら、これを愛情というのだろうか。子どもが幼いうちに父親像をインプットしておきたいのだという父親の身勝手を愛情というのだろうかという疑問がわく。調停での面接を重ね、言動を観察していくうちに、この父親の子に対する愛情の正体は子への<しがみつki>ではないかと思った。

今までの彼の歴史はまさに喪失の連続であった。今彼はまたもや喪失の瀬戸際に立たされ、必死にもがいているのである。その子が母親の姿を見つけて駆け寄ると、彼は大いに動揺し、激情にかられてわが子を罵った。こういう母子関係はごく普通のことだが、彼には子にとって母親が自分以上の存在になることは許せなかったのである。彼は自分の分離不安におびえているだけなのだが、自分は子どもをこんなに愛しているのだ思い込んでいる。彼は、子が自分の意のままに動かないときにはかんしゃくを起こした。しがみついている人にはそういうパニックが起ることはまれではないようである。

愛情は不可視的な世界である。親の子に対する愛情はいろんな障害物に隠蔽されて見えにくくなったりする。子に愛情を注いでいるのではなく、子に甘えているに過ぎないストーカー的な親のしがみつkiと本当の愛情とはどう違うのか。愛情としがみつkiを取り違えるという事態は起こりがちなことなので、これを明確にしておく必要がある。

ここで、改めて愛情としがみつkiの異同について考えてみると、離婚するとき、子どもを夫婦のいずれが監護するのが子どもにとって幸せだろうかと考えられる人は子どもに真の愛情を持った人である。真の愛情を持てる親はこのように距離を置いて直面する事態を眺められる人である。

未成年者の子の養育者として両親のうちいずれが適当かについては、子の発達段階も絡んでくる問題

である。子が5歳までは母親が監護すべきだという学者もいるが、少なくとも3歳ころまでは母親が監護に当たるのが望ましいと考えられている。調停の席上ではこういう話もして当事者に参考にしてもらうが、子にしがみついている父親は、乳児期の子には母親の監護がベターだという一般的な考え方を受け入れない。自分は子どもを愛しているから子どもと一緒にいたいと極めて利己的な考え方を押し通そうとする。それだけでなく、そういう主張が受け入れられないと憤る。ごり押しがそういう人の1つの特徴である。調停場面でもそういうごり押しに根負けして、その主張を飲込み、妥協的な解決策が講じられていないか反省する必要がある。

愛情は統制された感情であるが、しがみつkiには統制がない。愛情の基盤には共感がある。共感(empathy)はcontrolled identificationともいえるが、愛情にはこういう側面が不可欠であろう。愛情は愛他的であるが、しがみつkiは自分のために他人を必要とする自己本位な自己愛的感情である。しがみつkiは、一見自己犠牲的に見えるので純粋な愛と間違われやすい。共依存者の示す態度の本質もしがみつkiであると思う。加藤諦三はしがみつkiについてこう指摘する。「喪失感を抑圧した親は子供にしがみつki。子供を一方で拒否しながら他方では子供にしがみつki。子供の側からすれば、これは二重拘束である。一方でしがみつかれながら他方では拒否される。喪失感を抑圧している者は、いつも身構えている。いつも安心していない。いつも周囲を警戒している。周囲の危険に身構え低いジャンглの動物と同じである。」[加藤、1989:102]

(3) 子の親へのしがみつki

離婚後、自分の方が子どもの親権者になり子どもを監護していくと双方が譲らず、子どもの奪い合いをしている夫婦のケースは増えてきている。家庭裁判所の調停でも合意できず、地方裁判所の民事事件として法廷で熾烈な争いが続けられることもある。そんなケースで、親権者としていずれがふさわしいかを問う鑑定にもかかわってきた。

母親は子どもを連れて実家に帰った。父親は実力

行使をして子どもを連れ戻した。紛争は裁判所に持ち込まれた。乳幼児にとって最大の依存対象である母親を失った乳幼児があらわす基本的な対象喪失の心的過程には、対象喪失に対する抗議と不安（第1期）絶望と悲嘆（第2期）それまで対象に向けていた関心や欲求の撤去・忘却によるその対象からの離脱（第3期）という三段階がある。

もう少し具体的にいうと、幼い子どもは母親のもとから引き離されると、母親を探し求め「ママ・ママ」と泣き叫んだりして現実に激しく抗議する。泣き叫んだりする期間が暫らく続く。失った母親という対象を必死になって取り戻そうとし、母親がいない現実世界に激しく抗議（protest）する。この段階が過ぎると、失った愛対象を取り戻すことができない現実を知り、心が一時的に解体し、激しい絶望感に襲われる悲哀の段階がある。第3期は離脱の段階である。愛対象である母親を忘れたかのような状態になり、母親に代わって養育にかかわる新しい養育者（例えば同居の父親や祖父母）に気持ちを向けるようになっていく。新しい対象と結合して心の再建をするようになる。母親に代わる新しい対象を発見して、それと結合することで心の再建を図る段階である。一見すると何事も起きていないような平穏な世界がそこにはある。しかし、子どもの心は決して完全には癒されはしない。大人のような修復も不可能である。子どもは傷ついた心を糊塗し、安住の場の獲得に必死になっていることを感じる。同居している父親や祖父母にしがみついたりする。この段階にいる子どもに家族画を描かせたら、愛しいはずの母親の姿は描かれなかった。

このような母親から切り離された子どもに箱庭療法を行なっても、似たような現象が起きやすい。母親の人形を箱庭の中に一旦入れた子どもが、途中でその人形を外に出したりする。大人が感じないようなことにでも、子どもは強い対象喪失の反応を示すし、子どもは、その対象喪失にうまくは対応できないから、上述のような不登校も起きやすいのである。子どもの対象喪失の心の痛みは言語化されにくいので、大人はそれに気付かないことも多いが、行動の微妙な変化を注意深く観察しておれば、容易に気付

くことである。

(4) アダルト・チルドレンの母親のケース

鑑定を担当したある刑事事件の被告人は、いわゆるアダルト・チルドレンと思われる人だった。子どもの頃心を傷つけるような言動や暴力のある家庭で育ち、心や人間関係に障害をもち、大人になっても子どものとき受けた心の傷を抱え続けている人をアダルト・チルドレン（AC）と呼んでいる。

昨年（1998年）わが国で虐待が原因で死亡した児童は133人に達するが、このような児童虐待をする親にもアダルト・チルドレンが少なくないことが知られている。私がいろんな臨床場面で遭遇した人たちの中にはアダルト・チルドレンや共依存、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、幼児虐待の人たちがいる。その人たちの中には、操縦不能に陥った飛行機のように、自分自身ではコントロールできない世界に住んでいる人たちもいた。アダルト・チルドレンは自分自身の姿を見失ってしまい、自分のもつ問題にも気付かなくなっている人たちである。

ここで取り上げるのは、娘といっしょになって盗みをはたらいた母親のケースである。

娘を犯罪に巻き込むとは何たる母親かと世間は痛罵する。道徳的な見方をすればその通りかもしれないが、この母親はやさしすぎたのである。自分と娘の境界を見失い、ひたすら娘に献身する母親であった。まさに共依存の状態にあった。この娘も幼いころ母親と別離した対象喪失の心的外傷体験があり、不登校が続いていた。この娘も対象喪失の不安にとりつかれ母親にしがみついていたのである。この母親の生活史をたどると、幼い頃から父親はアルコール依存で頻繁に妻に暴力をふるっていた。彼女は典型的なアダルト・チルドレンでもある。こんな不幸な心的外傷体験がこんな娘をもつ年齢に達してもまだ重くのしかかっていた。犯行が発覚して捕まっても彼女の娘へのしがみつきはなかなか断たれなかった。いつまでも執拗につきまとう忌まわしい過去の幻影、そんな人生の苛酷さを思い知らされた人だった。

結 語

シンナーを吸引する少年、熟年離婚の夫、マザコン男性、我々の周辺にはいろんなタイプのしがみついている人が大勢いる。その人たちは何かにしがみつかなければ自分自身を支えきれない心の過疎が見られる人たちである。しかし、彼ら自身は自分のしがみつきには気付かない。彼らは心の傷跡を持った人たちである。心の葛藤や過疎との闘い続けることを断念した人がしがみつく。

お互いが個人としての領域を失うまでに絡み合う共生関係は個としての成熟の阻害要因ともなるが、パーソナル・スペースの不可侵は人の情性を育むことがない。そこから人間関係の過疎が生まれ、新しいタイプの非行や離婚といった病理現象が生じている。家族成員が相互にパーソナル・スペースに侵入しての good fightこそが人を人するのではないか。

参考文献

- A・Wシェフ（斎藤学監訳）1996
『嗜癖する社会』 誠信書房
岩下久美子 1997
『人はなぜストーカーになるのか』 小学館
遠藤優子・副田あけみ編著 1998
『嗜癖問題と家族関係問題への専門的援助』 ミネルヴァ書房
緒方 明 1997
『アダルトチルドレンと共依存』 誠信書房
荻野恒一 1981『文化摩擦と精神病理』 新曜社
小此木啓吾 1981
『モラトリアム人間の時代』 中公文庫
小此木啓吾 1997『対象喪失』 中公新書
加藤諦三 1989
『自立と孤独の心理学』 P H P 研究所
河合隼雄・小林登・中根千枝編 1995
『親と子の絆』 創元社
斎藤 学 1997
『子供の愛し方がわからない親たち』 講談社
斎藤 学 1996『家族という名の孤独』 講談社

斎藤 学 1997

『アダルト・チルドレンと家族』 学陽書房

武政司郎 1983

『少年非行に関する研究動向』 犯罪社会学研究 8
林 道義 1997

『父親は何をすべきかー父性の復権』 中公新書

森 省二 1996『子どもの対象喪失』 創元社

山田和夫 1997『ふれ合いを恐れる心理』 The R21

高齢者を介護する嫁と娘の在宅福祉サービス利用

(わが国の高齢者ソーシャルワークは誰の自己決定を尊重しているのか?)

梅 崎 薫

Kaoru Umezaki

和文抄録

成人子と同居する高齢者とその家族のありさまは欧米諸国と大きく異なるわが国の特徴である。急速に介護資源が準備され整備されつつある今、わが国の高齢者ソーシャルワークが、高齢者本人の自己決定をより尊重した援助であるかについて改めて省みる必要がある。在宅福祉サービスの実際の利用は、市町村福祉課の実践などわが国の高齢者ソーシャルワーク実践結果を反映している。そこで実際の在宅福祉サービス利用が、高齢者本人の要因と介護者側の要因の、いずれの要因と関連しているのかについて分析した。また高齢者本人の身体的精神的状況や主介護者の介護困難状況を調整して影響を取り除き、主介護者が嫁と娘の実際のサービス利用をとりあげ比較した。その結果サービス利用と関連していたのは、高齢者本人の要因だけではなかった。また主介護者が嫁か娘かで、実際のサービス利用に明らかな違いが認められた。わが国の高齢者ソーシャルワークについて、高齢者本人の自己決定を十分に尊重した援助を行っているか、再確認する必要がある。そして主介護者との続柄によって高齢者本人が介護者と取り結ぶ関係の傾向を整理して、高齢者本人の不利益が家族介護関係のなかに生じるとすれば、それに対処する方策が検討されるべきである。わが国の家族特性を考慮し、家族のなかの高齢者に対しても高齢者の自己決定権を尊重する、わが国独自の高齢者ソーシャルワークの視点が検討されるべきである。

Key word: ソーシャルワーク、自己決定、嫁と娘

Abstract

Japanese elderlies have a characteristic they live with their married children, as extended family. Nowadays, Japanese social

services are developing so rapidly. Therefore we need to check our social work habits, specially from the aspect of elderlies' self-determination. Real social services using include an end of social work practice somehow. In order to check our social work habits, we analysed the real social services using by multi-logistic regression analysis. And also the using odds ratio of a carer, when who is a daughter and a daughter-in-law were compared. A real social services using was related with not only elderlies factor but also cares factors. A Japanese carer daughter's in-home-care using odds ratio was higher than daughter-in-law's. In-home-care services are home helper service, visiting bathing service and visiting nurse service. The other hand carer daughter-in-law's out-home-care using odds ratio was higher than daughter's. Out-home-care services are short stay service and day service. We should to reconsider our social work practice for elderlies, because their self-determination has to be considered. And also we need to study about the characteristics of Japanese families' self-determination.

Key word: social work, self-determination, daughter and daughter-in-law

1. はじめに

わが国では、徐々に減少しつつあるというものの、今もって少なからぬ数の高齢者が子世代の家族

と同居している。子と別居している場合であっても、その多くは「親が元気なうちは」という条件付きの別居であり、成人子と同居する高齢者とその家族のありさまは欧米諸国と大きく異なるわが国の特徴といえる^{1,2)}。

上野谷加代子は『高齢者と家族』の中で、在宅福祉サービスの利用を一切拒否する実母の介護をするために夫と別居し、子供たちの協力を得て介護を続けたもののついには入院するに至ったAさんの事例を紹介し「家族の中の高齢者の位置は、ケアする側とケアされる側が同一のファミリー・アイデンティティーを持っているか、そしてケアする側の中でのファミリー・アイデンティティーの不一致があるかないかによって左右され、決定される」としている[上野谷・村川、1996:40]³⁾。ソーシャルワーカーは、この上野谷のいうファミリー・アイデンティティーを把握しようと、対象者の生活史や家族との葛藤の歴史を共感的に理解しようとする。

ソーシャルワーカーはファミリーアイデンティティーをさぐりながら、高齢者の介護について、どこで、誰が、どのように担い、在宅で行う場合には、どの在宅福祉サービスをどれだけ利用するかについて決定していく過程に同伴する。サービスの利用決定については、もちろん高齢者本人の意思を確認しつつ進めるが、在宅介護の準備過程とは、じつは常に在宅介護の可能性を検討する過程とも重なるので、在宅か施設かという選択肢の中で在宅を望む高齢者は、介護者の意向に沿うことが在宅でいることの必要条件となりやすい。かつて筆者の相談援助業務をふりかえると、介護を要する高齢者が自宅に戻れるための援助とは在宅介護を主介護者が決意していくことに対する援助でもあったと思う⁴⁾。在宅介護を望む高齢者が多いなかで、介護家族が「在宅で介護できそうだ」と思ってくれるように家族へ援助することが、本人への援助になっていたようにも感じる。援助場面やそのプロセスにおいて、高齢者本人の在宅介護の希望を確認した後は、来談する主介護者との面接回数ほどに高齢者本人と面接していなかったように感じる。在宅介護を決意していくには主介護者を中心としたケアする家族員間で、お互いのファ

ミリー・アイデンティティーを確認できるとよいのだが、退院援助過程におけるソーシャルワークで、家族全員との面接ができたことは少なかったように思う。全員面接を成立させても、時間的な制約からそれを家族介入に至れなかったことも多かったように思う⁴⁾。

主に介護を担うのはもっぱら妻、嫁、娘という女性たちであって、妻には妻の、嫁には嫁の、そして娘には娘の立場にまつわる役割と想いが交錯する。妻はたいがい夫と同様に高齢で介護するに十分な体力はなく健康に問題を孕んでいた。嫁は「自分は嫁なのだから、介護を負うべきなのだけれども、なぜ自分ばかりが？一体いつまで？」そして「果たして負いきれるだろうか」という不安、ときには高齢者本人との長い葛藤の歴史から負うことを拒否する嫁も少なくなく、そんな嫁の苦悩を受けとめ寄り添う支援でもあった。主介護者が娘であるところから苦悩は比較的少なく、結婚にて実親の世帯から転出している場合にはむしろ夫の親による実親への介護に暗黙の承認を要すこともあり、いわゆる他家に嫁した娘には介護に積極的に参加できない正当化の理由が存在する。そこで嫁のもつ介護問題と娘のもつ介護問題は介護にまつわる社会的期待と規範、家族としての人間関係の歴史の点で、世代が同じであっても同一視できない問題となる。

在宅福祉サービスの利用決定は、本来、介護を要する高齢者本人の気持ちが一番優先されるべきであると考えられる。しかし現実には筆者本人の高齢者ソーシャルワークを振り返ると、ソーシャルワーカーは必ずしも高齢者本人がどのように在宅福祉サービスを利用したいかよりも、主介護者がどのように在宅介護をひきうけられるかに援助の焦点をあてていたように感じる。高齢者本人の意向もまた、高齢者本人が介護家族との関係悪化を回避するために、また子世代の介護負担を思いやって、本意を語らず子世代の決定に委ねていると察せられたことは少なくない。身体的にも精神的にも子に依存せざるを得ない家族関係のなかで、上野谷が示したAさんのような強い主張やそれを受け止める家族はむしろ稀で、多くの高齢者たちは介護者の意向を反映させた決定を

自ら選択していたように思う。

ソーシャルケースワークの原則に、対象者の自己決定の尊重があることは、ソーシャルワーカーであれば誰もが知っている⁵⁾。しかし自問する。高齢者の介護を巡って、高齢者とその家族に関わるソーシャルワーカーが尊重しているのは、誰の自己決定なのか。ソーシャルワーカーが尊重しようとする自己決定は、果たして高齢者と介護家族のいずれにあるのだろうか。介護を要する高齢者とその家族が、お互いに長い年月をかけて相互的に織りなしてきた人間関係は、いずれと二分することができず、家族をシステムとしてとらえる発想はそこに由来する。家族の自己決定だという声が聞こえてくる。されどやはりソーシャルワーカーは、家族の誰に焦点を絞って在宅生活を支援しているのか。在宅生活が継続されてさえいけば、高齢者の自己決定は尊重されたといえるのだろうか。

佐藤は、「在宅、とくに家族との同居では自由に生活できない、自分の意志を通せないという現実があることを示しているのではないだろうか。」として、在宅で家族と暮らす高齢者にも自己決定権が行使されていないと指摘している[佐藤、1995：95]⁶⁾。そこで本研究は、ソーシャルワーカーの高齢者本人の主張を代弁したり強化したりする機能に着目し、その援助の結果として実際の利用を分析しようと思う。あまりにも不十分な在宅福祉サービスの実状が、家族を介護資源として、介護の質に関わらず家族にその責任を負担させてきた歴史がある。老いては子に従えのことわざにもあるように、最終的には主介護者に譲らざるを得ない状況がある。ソーシャルワーカーの高齢者介護を巡るこれまでの様々な習慣について、急速に介護資源が準備され整備されつつある今、もう一度ここで省みることは意味のあることのように思われる。

わが国における社会福祉サービスのニード要因に関する主な先行研究を以下に示す。冷水は、障害老人をかかえる介護者への調査結果から、生計中心者の職業そして主介護者の続柄が有配偶の娘か配偶者であることや主観的困難の度合いが高いことがホームヘルプサービスの利用希望を規定するとした⁷⁾。

また高橋は、高齢者夫婦世帯の妻を対象とした調査研究から、別居子に援助を期待する高齢夫婦に社会福祉サービスの利用意向が低いことを報告している⁸⁾。岡村は精神症状のある高齢者の介護者に対する調査結果から、高齢者の身体的・精神的状況、介護ネットワークの有無、介護の負担感の強弱、社会資源利用への積極性がサービス利用希望を高めると報告している⁹⁾。このように、在宅福祉サービスの利用意向に関するこれまでの研究は、高齢者本人でなくその介護者の回答結果をもとにしたものが多い。また実際の利用ではなく利用希望もしくは利用意向を尋ねている。これらの研究は、実は、政策的に必要なサービス量を算定する手がかりを得る一連の研究でもあったので、実際の利用を用いると在宅福祉サービスにまつわるスティグマで利用に至らなかった分を欠き、あえて利用意向について取り上げたものである。

従って今、わが国における高齢者ソーシャルワークを振り返ろうとするには、上記先行研究のような利用意向ではなくて、実際の利用を分析する必要がある。地域の在宅福祉サービス利用者は必ずその過程に、自治体の福祉課や在宅介護支援センターといった社会福祉援助実践を経る。つまり実際の利用が成立するには、わが国の高齢者に対する広い意味でのソーシャルワーク実践を経て、その結果として利用が成立する。自治体市町村福祉課での社会福祉実践をソーシャルワーク実践と位置づけることには、そこに専門職採用が義務付けられていないのでいささかの抵抗もあるが、現在わが国の高齢者福祉を大きく担っている実状から無視することはできず、今回はひとまずソーシャルワーク実践に位置づけてとらえる。本研究の目的は、実際の在宅福祉サービス利用が高齢者の側の要因で規定されているのか、主介護者の側の要因で規定されているのかについてまず検討する。次に、主たる介護者が女性であるものを抽出し、主介護者が嫁である場合と娘である場合を取り上げて、妻の利用と比較する。高齢者本人の身体的精神的状況や主介護者の介護困難状況で調整し、これらの影響を取り除いて比較すれば、主介護者の続柄による在宅福祉サービスの利用に差は認めない

のではないかと考えたからである。在宅福祉サービスの利用に関して、ソーシャルワークが主介護者よりも高齢者本人の自己決定を尊重しているならば、主介護者が嫁であっても娘であっても、ここから得る利用実態はそう大きく変わらないという仮説を設定した。

2. 対象および方法

(1) 対象の決定

1992年K市は老人保健福祉計画を策定するにあたり、保健婦及び老人福祉課職員による必要度専門調査を行った。調査の方法はまずK市保健婦が訪問面接による寝たきり度と必要な在宅福祉サービスの判定をし、後に老人福祉課職員が協議して個々の対象者に必要な在宅福祉サービスの判定を決定した。調査の対象者はK市寝たきり老人台帳の対象と保健婦による訪問指導の対象者およびボランティアグループの援助を受けている者の計278名の要介護老人であった。本稿で、分析対象とするのは上記に述べたK市必要度専門調査の対象者で、1993年当時K市の在宅福祉サービスの利用登録者していたものである。必要度専門調査の対象者278名のうち、調査時点で在宅福祉サービスを利用していたものは195名、利用していなかったのは83名であった。しかしながら1993年の利用登録票からは42名が欠落していた。利用登録票がなかった理由は本人死亡などによる利用登録票の処分と思われる。

そこで今回分析するにあたり、在宅福祉サービスの非利用者・利用登録(分析対象)者・欠落者の3グループ間で性・年齢・ADLでの統計的な差があるかを χ^2 自乗検定にて検定した。表1、2、3に各集団毎の性・年齢・ADL構成比を示した。非利用集団、利用登録(分析対象)集団および欠落集団の性比に、大きな違いはなく統計的にも有意な差は見られなかった(表1)。また非利用集団、利用登録(分析対象)集団および欠落集団の年齢構成比にも、統計的に有意な差はなかった(表2)。これに対して表3のADLでは、利用登録(分析対象)集団と欠落集団に比べて非利用集団のAレベルの比率が高く、統計

的にも有意な差が認められたので、欠落集団と今回の分析対象集団間について、さらにADL構成で統計的に差があるかを検定してみた(表4)。その結果、有意な差を認めなかったため、今回分析しようとするK市必要度専門調査の対象者で、1993年当時K市の在宅サービスの利用登録者していた153名は、42名の欠落はあるものの195名の母集団を充分代表できると判断した。こうして決定した分析対象者153名のうち、家族構成で独居3、親族世帯3、不明6を除外し、最終的に141名を分析対象とした。

(2) 方法

在宅福祉サービスとしてここで取りあげたのは、ショートステイ、デイサービス、入浴サービス、ホームヘルプサービス、訪問看護サービスの5つのサービスである。これらの個々のサービス利用有りを被説明変数とした多重ロジスティック回帰分析を用い、説明変数には要介護老人の性及び年齢、ADL、痴呆の有無、そして家族状況に関する変数を投入した。つまり高齢者本人の要因と主介護者の要因を同時に投入した。

次いで主介護者が女性であるもののみを抽出し、介護者が妻である場合に対する嫁と娘の個々のサービス利用比を、要介護老人の性、年齢、ADL、痴呆の有無、そして家族状況で調整し求めた。調整に用いた家族状況の内容は主介護者の続柄、勤務の有無及び要介護育児者数、負担感である。統計解析にはSPSS統計パッケージを用い、多重ロジスティック回帰分析により利用比を求めた。

3. 結果

実際のショートステイ、デイサービス、入浴サービス、ホームヘルプサービス、訪問看護サービスという5つの在宅福祉サービス利用について、個々に、高齢者の側の要因、主介護者の側の要因との関連を表5に示した。在宅福祉サービス、入浴サービスの利用が、日常生活動作1(厚生省寝たきり度判定基準Cに対するA)、主介護者の続柄2(配偶者に対する嫁)と統計的に有意に関連していた。デイサービ

スの利用は、主介護者の続柄2（配偶者に対する嫁）とのみ統計的に有意に関連していた。訪問看護の利用は、日常生活動作1（厚生省寝たきり度判定基準Cに対するA）と負担感（訴えなしに対するあり）および主介護者の続柄2（配偶者に対する嫁）と統計的に有意に関連していた。そして上記以外の在宅福祉サービス、すなわちショートステイサービスの利用とホームヘルプサービスの利用は、要介護老人の性、年齢、ADL、痴呆の有無、家族状況に関する変数のいずれとも統計的に有意に関連していなかった。以上から、在宅福祉サービス利用と関連していた高齢者本人の要因は、日常生活動作1（厚生省寝たきり度判定基準Cに対するA）であり、主介護者側の要因では、主介護者の続柄2（配偶者に対する嫁）と負担感（訴えなしに対するあり）が認められた。

日常生活動作1と各サービス利用との関連は、デイサービスを除いて全て偏相関係数 β の傾きは負であった。つまりデイサービスでのみ、厚生省寝たきり度判定基準CよりAにおいて利用が多いことを示す。これはデイサービスがADL重度より中軽度を対象としたサービスであることを考えれば充分納得のいく結果である。これに対して主介護者の続柄2と各サービス利用との関連をみると、入浴サービス、ホームヘルプサービス、訪問看護サービスといった、家のなかで利用するサービスの偏相関係数 β の傾きはいずれも負であった。つまり主介護者が嫁であると、入浴サービス、ホームヘルプサービス、訪問看護サービスという家の中で受ける在宅福祉サービスの利用は、主介護者が配偶者である場合よりも多くないことを示している。これに対して主介護者の続柄1（配偶者に対する子）をみると、子の利用傾向は嫁と全く反対の傾向を示していた。また負担感において、負担感を訴えるものの入浴サービス利用、ホームヘルプサービス利用の偏相関係数 β の傾きはいずれも負で、訪問看護サービスを除いて家のなかで利用するサービスの偏相関係数 β の傾きは負となっている。

次に主介護者が女性であるもののみを抽出した結果を表6に示した。主介護者が娘の場合、入浴サー

表1 各集団毎の性別構成

	男性	女性	計
非利用者	31 37.3%	52 62.7%	83 100.0%
登録者 (分析対象)	54 35.3%	99 64.7%	153 100.0%
欠落者	16 38.1%	26 61.9%	42 100.0%
計	101 36.3%	177 63.7%	278 100.0%

 x^2 検定
p>0.05

表2 各集団毎の年齢構成

	80歳未満	80歳以上	計
非利用者	25 30.1%	58 69.9%	83 100.0%
登録者 (分析対象)	55 35.9%	98 64.1%	153 100.0%
欠落者	17 40.5%	25 59.5%	42 100.0%
計	98 34.9%	181 65.1%	278 100.0%

 x^2 検定
p>0.05

表3 各集団毎のADL構成

	A	B	C	計
非利用者	31 37.3%	30 36.1%	22 26.5%	83 100.0%
登録者 (分析対象)	29 19.0%	71 46.4%	53 34.6%	153 100.0%
欠落者	5 11.9%	24 57.1%	13 31.0%	42 100.0%
計	65 23.4%	125 45.0%	88 31.7%	278 100.0%

 x^2 検定
p>0.001

表4 分析対象集団と欠落集団のADL構成

	A	B	C	計
登録者 (分析対象)	29 19.0%	71 46.4%	53 34.6%	153 100.0%
欠落者	5 11.9%	24 57.1%	13 31.0%	42 100.0%
計	65 23.4%	125 45.0%	88 31.7%	278 100.0%

 x^2 検定
p>0.05

ビス利用比は1より大きい、つまり主介護者が妻である場合より利用が多いことを示していた。入浴サービスのように家のなかで利用するホームヘルプサービス、訪問看護サービスも同様であった。これが主介護者が嫁となると、家の中で利用する入浴サービス、ホームヘルプサービス、訪問看護の利用比は1より小さく、妻よりも利用しないという娘とは逆のことが示された。入浴サービスを例にあげると、娘が妻の約2.4倍利用するのに対して嫁では約0.3倍の

利用となる。これに対して家の外で利用するショートステイサービスとデイサービスでは、娘の利用比が小さくなり、嫁の利用比が1より大きくなる。デイサービスを例にあげると、嫁が妻の約5.8倍利用するのに対し娘は0.9倍の利用に過ぎない。娘と嫁は、明らかに異なって在宅福祉サービスを利用している。それも家の中で利用するサービスと家の外で利用するサービスという、サービスの性格に関連した差が認められた。

表5 在宅福祉サービスの利用 N=141

	ショートステイ N=34	入浴サービス N=53	デイサービス N=28	ホームヘルプ N=13	訪問看護 N=46
性別 (女性vs.男性) N=90N=51	0.09	0.05	0.02	-0.19	-0.33
年齢 (80≤vs80>) N=90N=51	-0.23	0.50	-0.66	1.57	-0.65
日常生活動作1 (A vs C) N=27N=47	-0.30	-2.52***	2.41	-0.23	-2.02**
日常生活動作2 (B vs C) N=67N=47	0.32	0.55	3.62	0.88	+0.66
痴呆 (ありvsなし) N=29N=112	0.12	0.21	-0.91	-1.30	0.07
主介護者の性別 (女性vs男性) N=120N=21	0.75	1.31	-1.67	-2.07	+0.15
主介護者の勤務 (ありvsなし) N=29N=112	-1.26	+0.37	-1.16	0.74	0.32
要介護者数 (複数vs1名) N=26N=115	0.57	-0.81	0.38	0.12	0.74
負担感の訴え (ありvsなし) N=54N=87	0.50	-0.35	0.73	-0.23	1.73***
主介護者の続柄1 (子vs配偶者) N=44N=46	-0.02	0.31	-0.57	3.57	0.33
主介護者の続柄2 (嫁vs配偶者) N=48N=46	0.29	-1.30**	1.66**	-6.27	-1.07*

多重ロジスティック回帰分析より求めた 偏相関係数β
+p<0.1 *p<0.05 **p<0.01 ***p<0.001

表6 娘と嫁の在宅福祉サービス利用比 (妻N=32との比較)

N=120	娘N=38の利用比 (95%信頼区間)	嫁N=48の利用比 (95%信頼区間)
ショートステイサービス 利用N=31	0.84 (0.38-1.83)	1.13 (0.54-2.34)
デイサービス 利用N=23	0.91 (0.31-2.66)	5.78** (1.95-17.12)
入浴サービス 利用N=46	2.41+ (0.94-6.15)	0.27** (0.12-0.62)
ホームヘルプサービス 利用N=8	33.41 (0->10)	0.00 (0->10)
訪問看護 利用N=38	1.73 (0.69-4.33)	0.36* (0.15-0.84)

多重ロジスティック回帰分析より求めた利用比とその信頼区間
要介護老人の性,年齢,ADL,痴呆の有無,主介護者の勤務,介護・育児要者数,負担感で調整した値
+p<0.1 *p<0.05 **p<0.01 ***p<0.001

4. 考 察

障害者が自立生活を語るとき「脱家族」を主張することがある。岡原は「家族内部の感情的な巻き込まれが強く、閉鎖的な空間が作られてしまい、社会に開かれる契機を失ってしまうこと。これが問題にされているのである。」という[岡原、1990：78]¹⁰⁾。そこでこの観点から家族介護をとらえ返せば、家族のもつ深い愛情はそれ故に葛藤を抱え、家族介護こそが最良の介護とはいえないのかもしれない。そしてここに嫁という義理の親子関係が加わると、さらに複雑になることは容易に推測できる。

本研究の結果から、在宅福祉サービスの利用は高齢者の側の要因では日常生活動作で、主介護者の側の要因では負担感と続柄と関連していることがわかった。実際のサービス利用は、高齢者の側の要因のみならず主介護者の側の要因でも規定されており、わが国における高齢者ソーシャルワークの実践は、高齢者本人の自己決定だけでなく主介護者の自己決定も尊重しているといえる。次に、主たる介護者が女性であるものを抽出し高齢者本人の身体的精神的状況や主介護者の介護困難状況の影響を取り除いた、主介護者が嫁と娘である場合の分析から、主介護者が嫁である場合と娘である場合でサービス利用は異なっていた。在宅福祉サービス利用に関する高齢者本人の自己決定が主介護者の決定より尊重されているならば、高齢者本人の身体的精神的状況や主介護者の介護困難状況の影響を取り除けば主介護者による差はないという仮説を設定したが、実際のサービス利用には差が認められ、わが国の高齢者ソーシャルワークにおいて、高齢者本人の自己決定がより尊重されているとは結論できない結果を得た。本研究で設定した作業仮説にそのまま従えば、わが国の高齢者ソーシャルワークで尊重している自己決定とは、主介護者の自己決定であるかのように見える。

高齢者ソーシャルワークにおける、高齢者本人の主張を代弁したり強化したりする役割について、今後、自治体の福祉課や在宅介護支援センターといった社会福祉援助実践、ソーシャルワーク実践において検討されるべきではなかろうか。今回の分析から

ソーシャルワーカーの高齢者介護を巡るこれまでの様々な習慣を省みようとすること、また実際の利用との関連からいずれの自己決定が尊重されたかと結論付けることはできない。また、先にも述べたように、介護を要する高齢者とその家族がお互いに長い年月をかけて交互的に織りなしてきた人間関係は、いずれと二分することができるとは思えないので、本結果から単純に高齢者の自己決定が侵されているとするのは言い過ぎであろう。しかしながらわが国の高齢者ソーシャルワークが、高齢者本人の自己決定を主介護者の決定より尊重しているかについては、疑義を申し立てよう。主介護者の続柄によってこれ程までにサービス利用に差があることが不自然に思えるからである。そこで今後、高齢者本人の利用希望と主介護者の利用希望が果たして一致しているかについて解明していく必要がある。この課題にはおそらく今回用いたような統計的な手法ではなく、事例研究などのアプローチの方がふさわしいように思えるが、成年後見人制度の発足を控えて、ソーシャルワーカーがどれだけ高齢者本人の自己主張能力に対処できるのか、高齢者を代弁することができるのかについて慎重に吟味していく必要がある。高齢者本人の自己決定権とその能力について、高齢者本人の意志表示をサポートし補強する援助技術とその方法について注目したい。それには障害者運動の中から自立生活運動が推し進めてきたピアカウンセリングやエンパワーリングに学ぶことができる。ソーシャルワーカーが高齢者の主たる代弁者であること、専門職としての代弁機能を十分に発揮できることが重要である。

一方で、家の中で利用するサービスと家の外で利用するサービスという特性から、娘は家の中のサービスを使い、嫁は家の外のサービスを使うことについて検証する必要がある。親の世代に対する子の世代として、娘と嫁はほぼ同様の価値観・時代背景をもっていると思われるが、なぜ嫁が家の外でのサービスを多く利用し、娘が家のなかでのサービスを利用するのかについて明らかにする必要がある。そしてこれが主介護者の利用意向の反映にすぎないものなのか、高齢者本人の自己決定を充分尊重してもな

お残るわが国の家族関係の特徴なのか、見極めていく必要がある。

鎌田とし子は、スウェーデンの高齢者と日本の高齢者の家族関係を比較し、東洋人には西欧流の個人主義を理解することは難しい、日本人にあった生活スタイル、可能なかぎり子供や友人と寄り合って住むことを提案している。そして「こうした提案は、政府の「日本型共同社会」構想と混同される危険がある。しかしここでいっているのは、親と子の、友人同士の、共同する能力が消え失せないうちに、人間が持っている自然の情愛を持続し発展させるために、公ができる支援体制を整えるということであって、選択の主体はあくまで当事者側にある。」[鎌田、1990：253]¹⁾として、当事者すなわち高齢者の側に選択権があることを強調した上で、わが国の独自性について提言している。

筆者もまた、可能な限り寄りあって住めるわが国独自のあり方があっていいと考えている。しかしやはり高齢者本人の自己決定権が保障されたあり方であってほしいと願う。わが国独自の在宅福祉サービスの提供を、なぜ嫁が家の中で受ける在宅福祉サービスを使わないのか、何故娘は家の中で受けるサービスを利用するのかという点から解明できれば、わが国にあった、子と同居する家族へのホームヘルプサービスの提供方法や同居する嫁に対するより適切なサービス提供方法について検討できると考える。真に高齢者の自己決定権を尊重した、可能な限り寄りあって住めるわが国独自のあり方を望む。わが国の高齢者ソーシャルワークのあり方について、ソーシャルワーカーの高齢者介護を巡るこれまでの様々な習慣について、今、改めて問い直してみよう。

《文 献》

- 1) 鎌田とし子・佐々木明子、1990、『老後生活の共同を考える』青木書店
- 2) 針生誠吉・小林良二編、1994、『高齢社会と在宅福祉』日本評論社
- 3) 上野谷加代子、村川浩一共編、1996『高齢者と家族—高齢社会への対応と家族の役割—』中央法規出版

- 4) 梅崎 薫、1983、「老人のホームケアについての一考察—金沢医科大学病院におけるC.V.A.患者の入院例・退院例の比較検討—」ホームケア実践交流会での報告資料より
- 5) F.P.バイスティック著、尾崎 新・福田俊子・原田和幸訳、1996、『ケースワークの原則』誠信書房
- 6) 佐藤百合子、1995、「高齢者のQOLと自己決定権」『季刊・社会保障研究』Vol.31, No.1、p90-99
- 7) 冷水 豊、1982、「障害老人をかかえる家族における福祉サービス利用希望の規定要因」『社会老年学』16、 p.10-19. 東京大学出版会
- 8) 高橋正人、1988、「老夫婦の社会福祉サービス利用を規定する要因」『老年社会科学』 Vol.10, No.1、p.60-74. 川島書店
- 9) 岡本多喜子、1988、「精神症状に問題のある老人の介護者にみる社会福祉サービスの利用要因」『社会老年学』No.29、p.44-50. 東京大学出版会
- 10) 岡原正幸、1990、「制度としての愛情—脱家族とは」P76-95 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法』藤原書店

介護福祉士と専門性

高谷 よね子
Yoneko Takaya

1. はじめに

1987年5月に社会福祉士および介護福祉士法（昭和62法律30）が制定され、12年が経過する。介護福祉士は、高齢社会にあって介護のニーズが高まるなかで、介護の専門職として、その数も年々増加し、社会から認識される場所となってきた。さらに、要介護状態、または要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付が行われる介護保険法（平9法律123）が施行されると、介護へのニーズは飛躍的に増加するであろう。しかしながら、介護福祉士は業務独占ではないため、ケアワーカーに介護福祉士の有資格者の極端に少ない施設、また、介護福祉士の資格がなくても、現場で働きつつ介護を学ばせようとする施設も多く、今もなお介護職に就く者が必ずしも介護福祉士でないなど、その専門性の評価は高いとはいえない。この背景には、介護福祉士資格取得者の専門性にかなりの格差があること、介護の定義をはじめ、専門性、独自性（とくに看護の視点からみた独自性）が明確でなく、介護の専門性が必ずしも評価を受けていないことがあげられよう。本稿は介護福祉士の活躍のさらなる拡大と質的向上を目指して、介護福祉士の専門性の向上およびその評価について一考察を試みるものである。

2. 介護と看護

(1) 介護と看護の歴史

介護福祉士と専門性を考察するにあたり、さしあたり、介護と看護の相互の関係性、あるいはそれぞれの独自性を明瞭にすることは効果的である。このとき、両者を並列し、それを1つのセットとして考察の対象とする手法は、介護を単独で考察するよりも適切と考え、介護と看護を並列させて、双方向か

ら、介護福祉士の専門性を検討してゆくことにする。

老人福祉法（昭38法律133）は制定時の1963年より、第11条1項3号「65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を…特別養護老人ホームに収容し…」において、「介護」という文言を用いていた¹⁾。しかし、1973年発行の『日本国語大辞典』には「介護」という言葉はみあたらない。国語辞典に「介護」という言葉が加えられるようになったのは、1980年代になってからのようである。このように「介護」という言葉は歴史が浅く、高齢社会の到来とともに、人々が口にするようになった、新しいことばである。介護問題がクローズアップするなかで、瞬間にこの言葉は社会において意識されるようになった。

一方、看護は介護とは違い、先ほどの『日本国語大辞典』によれば、「けが人や病人などの手当をし世話をすること」であり、日本外史一五・徳川氏前期の「秀頼痘を患ひ、福島正則安芸より馳せ至り、日夜看護す」を例示している。「看護」という言葉は、江戸時代以前より使用されていたのであり、「介護」と「看護」はその言葉の持つ歴史にかなりの開きがある。1960年ごろまで、「家」は生命の誕生するところであり、死を迎えるところでもあったから、終末の世話は、今日から見ればかなり制約された条件のもとに「家」においておこなわれてきた。働く者ですら、十分な生活をするゆとりはなかったから、介護を必要とする状態の持続そのものが困難であり、死んでいく者を看取ることが精一杯であったと推察される。このようにみえてくると、介護は社会にゆとりが生じるようになって必要とされる行為として認められるようになったのかもしれない。

視点を海外に向けてみよう。ここにおいても看護

は医師の仕事とともに長い歴史をもっている。それに比較して、介護はわが国から見れば、かなり以前から使用されていたものの、社会福祉におけるケアワーク(介護)の仕事は約100年の歴史をもつにすぎないとされている [黒川、1989: 28]。

(2) 法令における介護と看護

老人福祉法のほかに、「介護」という文言を条文に含む法律をいくつかあげ、「介護」がどのように用いられているかみていきたい。

- (a)「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平3法律76)は育児・家族の介護を行う労働者等に事業主が育児、介護を容易にするための便宜をはかり、これらの者の福祉の向上に資することを目的とする。この法でいう介護は家族による介護をさしており、専門家による介護ではないが、介護についての定義をしていない。
- (b)「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭62法律30)では、第2条2項において介護福祉士は、第42条1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者、さらにその介護者をも対象として「入浴、排せつ、食事その他の介護を行うこと」、「介護に関する指導を行うこと」と規定されている。
- (c)「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平4法律63)は、介護労働者について、その雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講じて、介護業務に従事する労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。この法律では介護業務について、第2条において、身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務と規定する。
- (d)「介護保険法」では、第1条において、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療

を要する者等に…必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため…介護保険制度を設ける…」と規定する。介護を年齢を重ねることによって生じた入浴、排せつ、食事等の要介護状況への支援とする。さらに、介護を機能訓練、看護、療養上の管理、医療と並列させ、領域の明確化につとめているが、介護保険法という法の名称に用いられた「介護」と第1条中の「介護」という文言に大きなギャップがある。介護保険は要介護者のための保険であり、ここでの「介護」は介護給付等の対象となるサービスに該当するものであり、同時にこれらのサービスに限定されると解さねばならない。

要するに高齢社会における介護問題への関心は高まっているものの、諸法における介護の定義には必ずしも整合性があるとはいえない。諸法の介護の文言を類推する限りでは、介護の概念は整理されておらず、諸法の意図する範囲において、「介護」が便宜的に使用されてきたといえよう。介護保険法の施行後においても、「介護」に関する法令は、改正もしくは新規に制定されていくであろう。そうとするならば、介護の社会的重要性を考えるならば、保健・医療・福祉の連携の下に、介護とは何かを法的に定義することも必要であろう。

- (e) 看護婦については、「保健婦助産婦看護婦法」の第5条は、「看護婦」とは、厚生大臣の免許をうけて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなす事を業とすると定めている、つまり、看護の対象は傷病者とじょく婦であり、彼らに対して療養上の世話又は診療の補助を行う者であると規定されている。日本看護協会は介護問題に関して以下のような見解(1989年12月7日)を述べている。
- ①看護婦・准看護婦の法的業務は、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話と診療の補助義務である。
- ②この療養上の世話の対象には、当然障害者が含まれており、介護福祉士の制度化にあたり、本会は「介護は看護の概念に含まれるものである」こと

を明らかにしてきた。

③そのため、心身の状態の安定している対象者に対しては、介護福祉士と看護有資格者とのよき連携のもとに、業務を行うことは可能と考えるが、看護婦の業務独占の範囲ないにある療養上の世話は、介護福祉士といえどもしてはならないものであり、違反すれば、保健婦助産婦看護婦法により処罰される。

④看護婦の業務中、とくに療養上の世話業務は、看護婦が主体的に専門的な看護目的を持って、看護の技術と知識を総合して判断し、かつ具体的行為を適応選択して実践するものであり、専門領域と考える [nurse.or.jp/information/report, 1998: 2]。

日本看護協会は、介護を包含した看護の専門性を主張し、心身の安定した対象者に対しては介護福祉士は看護有資格者とよき連携のもとに、業務を行うことは可能と考えるが、療養上の世話は、看護婦が主体的に専門的な看護目的を持って、看護の技術と知識を総合して判断し、かつ具体的行為を選択して実践するものだとしている。看護は介護の専門性、独自性を認めるのではなく、介護を包含するところに看護の独自性があるとみなしている。

(3) 高齢者介護ニーズの高まりと 介護サービスの多様化

介護ニーズの高まりと多様化は、急速にすすんだが、その対応はややもすれば遅きに失した。しかし、遅ればせながら徐々にすすめられてきたのも事実であり、ここで高齢者介護サービスの軌跡について簡単にふれておきたい。

1962年—老人家庭奉仕員派遣事業

1956年長野県の13市町村で実施された家庭養護婦派遣事業に端を発した老人家庭奉仕員派遣事業は、この年の国庫補助対象の福祉事業として認められることになった。

1963年—老人福祉法制定

要介護老人の入所措置と老人家庭奉仕員派遣が老人福祉法に法定化された。

1965年—老人家庭奉仕員派遣事業の対象の拡大

老人家庭奉仕員派遣の対象が要保護世帯から低所得世帯に拡大された。

1978年—在宅老人短期保護事業(ショートステイ)の開始

介護者の病気等社会的理由にかぎって、特別養護老人ホームにおいて短期間の施設利用を認めた。

1979年—デイサービス通所事業の開始

老人ホームにおいてデイサービス事業が開始、2年後にデイサービス訪問事業開始

1982年—老人保健法制定 ホームヘルパー派遣対象の拡大

所得の多寡にかかわらず、利用料を負担することで、ホームヘルプサービスの利用が可能になった。

1986年—ショートステイ事業・デイサービス事業の法定化

ショートステイ事業利用に介護者の旅行・リフレッシュ等私的理由が認められる。

1987年—社会福祉士及び介護福祉士法の制定

同法により「介護」への関心が高まり、社会問題としての対策を求める声が高まる。介護福祉士は誕生したが、介護の概念、職務の独自性、専門性については明確化されなかった。

1988年—老人保健施設本格実施

老人保健法により、日常生活への支援に加えて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、医療をおこなう老人保健施設が制度化された。

1989年—ゴールドプランの策定

2000年に至る高齢者の保健福祉サービスの基本的方向性として、在宅サービスプランがクローズアップされた。ホームヘルパー・ショーステイ・デイサービス/デイケア、在宅介護支援センター等の増員・増設・設置目標が数値化された。サービス増を目指したが、その内容や質についてはふれられなかった。

1990年—福祉八法の改正

在宅・施設サービスの一元化、措置権の市町村への委譲、老人保健福祉計画の策定等が規定された。在宅介護支援センターの整備。

1991年—老人訪問看護制度の創設

在宅の高齢者に看護サービスを提供する制度が創設された。利用者が看護・介護サービスの違いを認識する機会を設けることになった。

1992年—契約特別養護老人ホームのモデル事業の開始

措置から契約への移行を意識したモデルプロジェクトは、サービス提供者・利用者の双方に措置制度とは異なる選択にもとづくサービスを鮮明に印象づけた。

1994年—新ゴールドプランの策定

ホームヘルパー、寮母・介護職員、看護職員等の整備目標数値を設定するとともに、高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進のために、養成施設の整備、資質の向上・研修体制の整備、優秀な人材確保のための職場環境の整備がすすめられる。

1997年—介護保険法の制定

要介護状態の者に保健医療・福祉サービスに関する給付が制度化されたが、介護を支える者、いかえれば、専門の技能を備えた介護の人的な担い手をいかに整備するかが介護保険法の成否を決定する重要な鍵のひとつである。ハード面の重要性をもさることながら、人的資源の確保は時間としかるべき取組を要するため、何にも増して優先しておこなわれるべきである。さらに、各専門職の相互理解にもとづいた協働体制のもとに業務の展開ができる専門職を養成しなければならない。

高齢者の介護ニーズの高まりと介護サービスの多様化は、老人家庭奉仕員派遣事業の制度化、ホームヘルパーの確保、その養成研修の充実とともに、これらをふまえながら、介護福祉士の資格化に発展していったとみることができよう。名称独占を、業務独占にいたらない中途半端な資格とみるか、介護の専門職であることをより鮮明に意識し、介護福祉士の有資格者でなければ、介護福祉士と称することができない資格とみるか、いずれにせよ、国家資格として認定された介護福祉士は福祉先進諸国においても希な、誇ることのできる存在である。在宅サービスの重視にあわせて、介護福祉士の養成施設のみな

らず、看護婦の在宅看護教育施設の整備が推進されている。新任施設職員研修および訪問看護婦従事者養成研修の充実をはじめ、業務の省略化・勤務時間の短縮・福利厚生の実現を図り、優秀な人材の安定的な確保が図られつつある。

(4) 看護と介護

介護保険法第22条は「看護及び介護は、入所者等の病状、心身の状態に応じ適切に行うとともに、日常生活の充実に資するよう行わねばならない」と規定する。通常、看護は看護婦、介護は介護福祉士等により、職務が適切に行われるが、日本看護協会の業務委員会が1995年6月に、「看護」と「介護」の定義をめぐって作成した「看護と介護に関する検討報告書」によれば、次の通りである。

看護と介護の定義について、専門家の間でも見解が必ずしも一致していない。……看護の対象はあらゆるレベルの健康状態をもっている人間であり、目標は生命活動の消耗を最小限にするような働きかけをして健康増進や回復に寄与することである。これに対して介護の対象は、生活状態であり、目標とするところは生活者の欲する行為を助けて、その自立に寄与することである [nurse.or.jp/information/report1998:1]。

「近代看護」を創設し、「人間にとっていったい看護という機能はどんな意味を持つのか」を明らかにした [金井、1993:4] ナイチンゲールは、看護の視点から、病気をとらえ、「病気とはその性質は回復過程にある」、「病気とは生命体にマイナスの因子が入ったり、衰える過程を癒そうとする自然の努力のあらわれである」と指摘する [金井、1993:30]。そして、病気を医学の治療の対象と限定するのではなく、生の営みにおける自己実現のプロセスと考え、看護は自己実現の援助に貢献するとした。介護もまた、自己実現を目指す高齢者等への日々の生活の営みに対する支援であり、目的の類似性の点からも、看護と介護は分離しがたい関係にあり、ナイチンゲールの目指した看護は介護を包含するものであった。これはターミナルケアにおける看護と介護についても同じように考えることが適切であろう。なぜなら、

すべて人は、人生の最後の瞬間に至るまで、成長し、人生の回復を目指しているからである。

しかし、看護は医学のめざましい進歩発展につれて、医療処置に比重をおかざるえない状況となり、生活援助を担う実践から遠ざかっていった。黒川氏はグッドリッチの看護の定義をつぎのように紹介する。

「看護とは社会的活動であり、医師の指導と指示の下で、疾病、そのケア、治療、予防に関して個人的、環境的要因のすべてを含む医学、および、社会諸科学の知見を応用、実践するものであり、それは、『健康な市民』という望ましい目標の達成を旨とするものである」（黒川、1989：29-30）

医学の進歩に加えて、社会の高齢化がすすみ、(超)高齢社会の出現にともない、虚弱・障害老人が増加したため、医療主導型では、健康をはじめとする生活の諸問題への対応の困難さが顕著になった。とくに生活施設といわれる特別養護老人ホームでは、看護に比して介護サービスの比重が高くなっていった[鎌田、1991：12-13]。このような社会の状況変化のため、介護を包含すると主張する看護が、介護の主体性を容認せざるをえなくなった、もしくは無視できなくなったのではないだろうか。

介護は介護者の要介護者への人間的な働きかけを基盤とするものであり、家族を含め多くの者が携わることができる。人間の営みそのものに由来している介護の内容は多様であり、日常的なことから、生や死にかかわる問題まで含まれる。専門職としての介護は日々の生活支援はもちろんのこと、生活支援を通じて要介護者の自己実現に向けて支援することである。であるから、どこまで、どのように支援するかにおいても、専門的な判断が求められる。高度な専門性を特徴とする医療をはじめ、保健や司法の領域、経済問題、遺産等を含む死後の問題、リハビリテーション、OT・PTの領域、ケースワーク・ソーシャルワーク、パストラルケア、レスパイトケア、家族福祉、地域福祉等を視野に入れ、連携を保持した介護を行うところに介護の専門性がある。関係諸機関との連携はいうまでもない。

ある痴呆性老人の症状が進行し、そのことが環境

に影響を及ぼす。当の痴呆性老人はまた、環境に与えた影響がもとで生じた環境の変化から影響を受けることになり、その結果、痴呆症をさらに進行させるという連鎖反応が生じる。しかるべき原因が究明されないままに、突然に症状が変化する場合などもある。精神科、老年科の医師等による医療サービスや薬剤の処方が適切におこなわれるには専門職として生活全般に直接にかかわる介護福祉士との共働が必要である。日々進歩を重ねている医学ではあるが、解明されていない分野も多い。とくにアルツハイマー病は発病までに何十年もかかり、かつまだはっきりと診断しにくいし、診る人によって、診断が異なることがあるので、大がかりな疫学調査がしにくく、データも少ない[黒田、1998：79]。このため発病の原因が定かではない。このような高齢者を日常的にどう介護すればよいか、介護福祉士は医療・保健領域等との密接な連携をとりながらその業務をおこなうが、これらの連携のもとに介護の独自性を確保するというよりも、連携体制を築きながら、そこに介護の独自性を創造していくべきである。それであってこそ介護の専門性が創出される可言えよう。高齢社会の進展するなかで、介護は新たな概念を模索しつつその独自性を形成するプロセスにあるといえよう。老人福祉法における「介護」から介護保険法における「介護」へと、多いに前向きに「介護」を実践の場で展開していくべきであろう。

(5) わが国の歴史における看護と介護

介護と看護の関係をわが国の福祉施設の歴史において検証してみたい。

老人福祉法の制定以前、養老施設の収容老人の長命化、収容期間の長期化により、虚弱老人の増加が問題になった。当時、医療職員の配置も少なく、設備も不十分であった²⁾。1952年の全国養老事業大会では、養老施設内病弱者の増加を反映して、医療法によらない病室の施設内設置の提案がなされた。1962年の厚生省養老施設調査でも、臥床中9%、常時介護を要する老人が18%いることが確認され、医学的管理のもとに適切な処遇をおこなう必要が明らかにされ、ナーシングホーム、あるいは看護老人ホー

ムの構想が練られることになった。老人福祉法制定の直前に、看護老人ホーム施設整備費補助金が計上されたが、看護老人ホームとは、看護婦が中心になるものであり、折からの看護婦不足のなかでとうてい実現できず、また医療関係者の同意も得られぬままに、特別養護老人ホームとして老人福祉法に制定された〔百瀬、1997：187-188〕。

老人福祉法制定以後においても、老人ホームは介護および看護のいずれを主眼としたサービスをおこなうのか、繰り返し問われてきたようである。1986年の老人保健法改正による老人保健施設は、リハビリテーション、看護、介護を中心とした医療ケアを必要とする高齢者を対象とし、特別養護老人ホームよりも医療・看護サービスが濃厚である。介護保険法では、施設介護サービス費の支給される施設は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設である。介護療養型医療施設は、他の施設よりも医療により重点が置かれるなど、提供される介護・看護・医療の各サービスの比重は施設の種類により相違がある。当然のことであるが、施設の種類はこれらに要する費用に格差を発生させる。介護と看護を明確に区分しているのは、費用格差である。業務独占の医師や看護婦と名称独占の介護福祉士の給与の格差とも言えるであろう。四年生大学での教育と国家試験にもとづいて資格を取得する看護婦が増加するなかで、現場経験と国家試験、もしくは介護福祉士養成カリキュラムの修了により資格を取得できる介護福祉士は、その専門性の評価において看護婦よりも低くみなされがちである。資格取得の経路や教育期間が資格の専門性に影響するのは否定できないが、老人福祉施設の歴史の短さ、福祉サービスおよびその利用者に対する差別意識、介護は女であれば誰でもできるという介護や女性への軽視、増加する介護ニーズに対する応急的対策等が介護の専門性を低いものにしていく。

3. 介護の目的と専門性

介護福祉士という専門職が本来家族が行ってきた介護の代理機能を果たしているに過ぎないとすれば、

そこには介護の専門性は存在しないことになる。あえて介護福祉士を養成する教育機関を設けたり、国家試験を実施する必要はない。社会にはさまざまな職業があり、専門職として認定されているもののなかに、家族もしくは自分でおこなうことができるものも多い。日々の食生活にかかわる専門職などはその典型であろう。簡単なものであれば幼児でも調理ができるが、専門職は本来家庭の機能であった食事づくりにどんどん侵入してきている。そして専門職の機能・価値も多様化してきた。

介護の長期化・重度化・介護者の高齢化・介護負担の集中化はもはや家族にのみ介護負担を負わせることの不合理さを証明するものである。介護の専門家が生じたのは、より質の高い、すぐれた専門性のある介護が必要となってきたからであり、まさしく時代の要請するところである。専門職の料理に満足するように、専門職の介護に要介護者も家族も安堵することがあって当然であろう。

(1) 介護の専門性

では介護の専門性とはなんだろうか。

介護福祉専門職についての学問的な研究成果が初めてまとめられたのは、1987年2月の日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告「社会福祉におけるケアワーカー(介護職員)の専門性と資格制度について(意見)」である。ここにおいて、「従来、わが国の社会福祉において、老人ホームなどの寮母職、また、家庭奉仕員、家事援助者などのホームヘルパーに類する職種の雇用については、その専門性を認めないで、それぞれの施設、機関における自由裁量に任せていた傾向がある」というこれまでの経過や実状を検討し、ケアワーカーの専門性を次のように述べる。「社会福祉に働く者としての倫理性や、みずからの役割認識、さらに社会福祉制度への理解を前提として、現在の家政学などの成果を十分組み入れた家事援助、個々の高齢者の自立度や病状など個別の自体に対応できるような介護、さらに医療関係者とチームワークをくめるだけの教養を必要とするものである。しかも、それらが一人一人の個性に応じて統合化され、総合的に活用されるという点

がもっとも問われる力量であり、その意味においてそれはいわば専門分化した専門性ではなく、諸科学を応用、総合するなかで、直接、生命と生活にかかわる専門性として、位置づけられねばならない性格のものである」。

この報告書の3ヶ月後に社会福祉士及び介護福祉士法が制定されたが、上記のケアワーカーの専門性が社会において認識され、評価されてきたわけではなく、すべての介護福祉士がこのような専門性をそなえているともいえない。介護福祉士資格制度化後10余年がすぎたにもかかわらず、本来は有資格の職員を配置すべきであるにもかかわらず、介護職員が全員有資格者の施設等は少なく、あえて、有資格者を採用しないところもあるというのが実態である。

(2) 介護の対象

社会福祉士及び介護福祉士法第2条2項は、介護福祉士の業務の対象を「身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者」と規定し、介護の対象を日常生活を営む上での障害のある者に留めている。しかし、心身に障害のある者とは、心身の機能障害、個体として生活する上での能力障害、さらに社会生活するうえでの不利等をもつ者であり、このような障害・不利をもつ者へと介護の対象を拡大することが介護の専門性を高めるであろう。

(3) 介護の目的

介護の専門性の実践にむけて、介護の目的をまとめておきたい。

- ①家事援助をはじめ、食事・排せつ・入浴等の人間としての生命体の保持を支援する
- ②身体的、精神的、経済的、文化的、社会的自立に向けて支援する
- ③医療・看護をはじめ、関連領域を拡大し、同時に連携を密にする
- ④さまざまなサービス・社会資源を導入し、利用者等に紹介する
- ⑤対象者のアドボケイトとして、そのニーズや問題を解決するために、家族、施設、行政および

関係諸機関等に働きかける

介護の専門性はこれら介護の目的を遂行するところに発揮されるものである。以下において具体的に検討する。

- ①について：A女は介護者がやさしく見守れば、自分の力でベッドのそばにおかれたポータブルトイレで排せつできたが、時々失敗することがあった。つぶさに観察すれば、自ら排せつする気持を喪失してしまう時があるように思われた。ケアワーカーならば、誰でもやさしく見守ることはできるはずであるが、A女から見れば、そのように受けとめることはできなかった。介護職員は、介護技術の専門性として、A女が安心感に包まれ、みずから努力して排せつしようという気持を育むのを、見守ることができなければ、介護の目的は達せられないことになる。要介護者への尊厳に裏付けられた支援が専門性の基本といえよう。
- ②について：声かけをしても反応がない、寝たきりの高齢者の社会的自立について考えよう。生活歴等から関心の引きそうなものを用意し、それらをさりげなく用いながら、根気よく、関係をつくる努力をする。車椅子での移動がむづかしいならば、ベッドを窓辺に、テレビの楽しめるところに、人々のたむろする場所等に移動させる。外気に触れる、自然にふれる機会を増やす。介護福祉士は既成概念にとらわれることなく高齢者の呼吸や高齢者の生命体のリズムにあわせながら、温かい、繊細な見守りをする。ささやかな反応を鋭く観察し、周囲の環境・社会との絆を見だし、これを各個人にとって望ましい自立に導くところに専門性がある。
- ③について：高齢者がどのような医療・看護サービスを求めているのか、生命の質についてどのように考えているかを尊重し、医療・看護サービス等に積極的につなぐ、あるいはつなぎ方を検討する。日頃の介護専門職としての援助関係の形成が基本である。
- ④について：多くの高齢者は情報不足の状況におかれているといってよい。高齢者に社会資源や各種サービスを適切に紹介し、必要に応じて新規にサー

ビスを創り、自己決定のための選択肢を増やすこと、高齢者が主体的に生活プランを作成できるように支援し、そこに新たな発展が見いだせるようにする。

- ⑤だれでもさまざまなニーズを抱えながら生きている。要介護者は介護を必要とするだけにニーズが多いはずである。しかし、ニーズを表面に現すことは慎みを欠くと思ひ、身近に伝えることすらしない者がほとんどである。利用者はサービスの提供を受け、生活していることになっているのであるが、必ずしも適切に提供されているとはいえない。ニーズの充足を一層めざし、不満の解決にむけて何らかの方法で援助する必要がある。そのために、利用者の立場からアドボケイトとして、必要に応じて、利用者を代弁するとともに問題解決のために、家族、施設、行政機関等に働きかける。

介護福祉士には生命の尊厳、高齢者にとっての生活の意味についての深い認識と、介護福祉士としての責任感と倫理観が要求される。これら一連の専門性は介護福祉士が実践し社会的に容認された価値をもたらすことによって、はじめて実現したという評価を獲得するのであり、介護福祉士の専門性は介護福祉士の自己満足とは一線を画するところにその第一歩があるといえる。

4. 介護福祉士の養成をめざして

高齢者が介護を要する状態となっても尊厳され、生きがいを持って人生を送れるような長寿社会の実現するために、介護福祉士に課せられた課題は大きい。ここにおいて、誰にでもできると思われがちな介護を、専門職だからこそできる介護へと、介護の専門性を築いてゆかねばならない。

(1) 介護福祉士と国家試験

専門職としての介護福祉士には、教育機関での教育と現場での教育の両者が不可欠である。さらにこれらの教育の成果を実証するための国家試験が必要

である。現在の介護福祉士について、国家試験を受験した者とそうでない者との間に専門性の違いが見られること、介護福祉士養成施設の養成教育の水準に大きな格差が生じていること、人数は少ないが社会福祉士・保母養成の学校・養成施設等の卒後1年間(教育期間は計3年間)の介護福祉の教育を受けた者は介護技術のみならず、福祉への意欲が高いことが指摘されている。社会福祉士および介護福祉士をダブルで取得させようとする4年制大学もすでにいくつか誕生している。

介護の専門性を国家試験で問われるものではないが、専門性を認定する一つの物差しとしての国家試験は、資格制度に有効である。すでにのべたように今日においても、介護職員採用条件を有資格者に限定をしない施設も多数見られるが、これは有資格者への不信と無資格者であっても、介護職としての感性や、従来の考えにとらわれない福祉に対する創造的な意欲、他領域の専門性等をもつ者の福祉の現場での成長に期待するところがあるからであろう。社会福祉士には国家試験が課せられているにもかかわらず、介護福祉士にはこれを免除するコースを設けたことの意味について、「試験のみでは、確かに偏差値や技術のうまさは問われますが、やはり学校教育を通じての人間性の向上、あるいは人間性の育成の問題などは薄くなってしまいます。そこに空洞化する可能性がでてくると思っていたからです」と社会福祉士および介護福祉士法制定のリーダシップをとってきた一番ヶ瀬氏は述べる[一番ヶ瀬、1998: 138-189]。現在の乱立する介護福祉士養成校の間にかんがりの格差が生じてきているが、法制定当時、このような状況は予想もできないことであつたろう。現在の介護福祉士資格取得者の40%余りが国家試験免除コースの者であることから介護福祉士の専門性の向上をめざして全員に国家試験を課すべきであろう。

(2) 介護福祉士と虐待

1998年、介護福祉士を対象にしておこなわれた、「在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査」の結果が発表された。施設に

おける虐待に関する調査項目のなかで、回答比率が7割を越えたのは、「おむつ交換の際、尻や腿をつねる」「性的いたずらをする」「言うことを聞かないと叩く」という身体的・性的虐待であった。6割を越えたのは「知らない間に預貯金を勝手に処分する」「『役に立たないから不満や文句を言うな』という」「褥そうの適切な処置を施さない」という経済的・心理的・身体的虐待であった。一方「危険だからと出入り口を毎回ロックする」「強い興奮状態や攻撃行動が見られる場合には、すぐ投棄をする」「危険だからと居室に監視カメラを設置する」といった行為を不適切ともいえないとするものが少なくないといった調査結果は、介護福祉士の専門性に疑問を生じさせる。なぜこのような由々しいことが生じるのか。報告書は、業務量に応じた職員の配置数が少ないこと、介護という業務はもっともストレスを生む性質の業務であること、介護職員が高い職業倫理、福祉倫理に欠け、そして専門教育訓練の修得に問題があるのではないかと指摘する〔高齢者処遇研究会1998：40-42〕。また、介護は人のために役立つと思ひ込み、介護に自己の生きがいを移入する、それに自己満足する者もいることを付け加えておきたい。このような者は自己の価値観に反省すべき点はないか省みることなく、その価値観を他者に押しつけたりする。なぜ介護職に就こうとするのか、どのような価値観をもっているのか等、介護職に就こうとする者は自己覚知の機会をぜひもつべきであろう。

高齢者処遇研究会の報告書は、介護職員は「国家試験で」取得した者のほうが高齢者の生活における自由の問題について関心を持っており、「養成所で」取得した者のほうが高齢者の生活の医療や健康の側面についてはより関心をもっていることがうかがえると指摘する〔高齢者処遇研究会1998：44〕。これは国家試験のあり方や、養成校の教育の限界が問われていることでもある。養成教育のカリキュラムもさることながら、養成校の教育の理念・経営方針の検討が必要である。

(3) 介護福祉士と一般教養

介護福祉士の専門性を考えるとき、専門性の基礎ともいえるべき一般教養にも配慮すべきであろう。実習生が利用者と親しく会話するなかで、その利用者の出身地が話題になった。実習生には出身地がどこに位置するのかわからなかったために、「おまえはそんな知識も持ち合わせていないのか」ということになってしまった。実習生は思わぬところから気まぐらなくなった会話を反省することしきりであった。生活全般にわたって支援するには、上述の幅広い知識をはじめ、知識の深さも必要となってくるが、今後とりわけ重要と思われるのは、記録の能力である。要介護者に関する情報収集にもとづいて、アセスメント、介護問題の明確化、支援プランの立案、実施、評価といった一連の介護がおこなわれるプロセスを記録に留めねばならない。専門職としての鋭い観察力や判断力、要介護者への、専門性を超越した人間的なかわり、問題解決能力に裏付けられた記録をおこなわねばならない。プライバシーの保護はいうまでもないが、公文書として提出できる、査察を受ける書類でなければならぬ。と同時に一連のすぐれた記録がすぐれた介護実践を確保するものであることを介護福祉士が真摯に認識しなければならない。また、記録という行為の裏付けとして、書く力つまり日本語の力を修得しておかねばならない。

(4) 介護福祉士資格取得後の研修

介護福祉士の養成だけでなく、資格取得後の教育を現場と教育機関との連携にもとづいて実践していくべき時がきている。自主研修を含め、1年間に受講しなければならない内容や時間を定め、受講終了を介護福祉士に課すといった方策を考えるべき時がきている。介護の歴史は浅く、その専門性を悩みながらつくりだしていく過程を歩みだしたばかりである。介護の視点から看護の専門性を学び、連携をこえて、介護と看護の共生をめざしていくべきであろう。

5. おわりに

介護福祉士と専門性について、介護福祉士に期待される専門性という視点から述べた。介護は、その専門性の確立にまでいたっていないこと、介護教育に携わる教員が現在養成の過程にあり、看護領域から応援を得ていることは、介護福祉士の専門性に何らかの影響をもたらしているであろう。介護福祉士養成にあたり、現場実習教育の重要性は周知のことであるが、現場に通常の業務に加えて実習生の教育という多大の負担をかけている。実習担当スタッフを現場に配置すること含め、現場と養成校が手を組んで、あるべき実習教育をめざし、介護福祉士の専門性向上につとめることが肝要であろう。

《註》

- 1)社会福祉関係の法令においては、明治25年の「陸軍軍人傷疾疾病恩給等差例」(陸軍省 陸達第96号)第1条第1号の「不具モシクハ疾病トナリ常ニ介護ヲ要スル者はハ…」に見られ、かなり前から用いられていたとの指摘がある [平林、1997: 31]。
- 2)1955年厚生次官通達「養老施設、救護施設及び厚生施設運営要綱」等によれば、100人施設では、施設長1、事務員2、指導員1、寮母3、看護婦1、栄養士1、雇傭人3、嘱託医師1計13人であった。百瀬孝『日本老人福祉史』中央法規1997年181頁それ以前ではさらに職員の配置は厳しかったと推察される。

《参考文献》

- 石井享子 1997年
『ルポ看護と介護』日本看護協会出版会
一番ヶ瀬康子監修 1993年
『介護福祉学とは何か』ミネルヴァ書房
一番ヶ瀬康子監修 1997年
『介護福祉職に今何が求められているか』ミネルヴァ書房
一番ヶ瀬康子 1998年
『生活福祉の成立』ドメス出版

- 岡本祐三 1997年
『自立と連帯の高齢社会—新しい介護システムの構造』部落問題研究所
金井薫 1993年
『ナイチンゲール看護論・入門』現代社
鎌田ケイ子 1991年
「介護の働き」一番ヶ瀬康子他編『介護概論』所収ミネルヴァ書房8-35頁
黒川昭登 1989年
『現代介護福祉論』誠心書房
黒田洋一郎 1998年
『アルツハイマー病』岩波書店
厚生省高齢者介護対策本部事務局監修 1995年
『新たな高齢者介護システムの構築をめぐって』ぎょうせい
高齢者処遇研究会 1998年
『在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査』
日本社会事業大学 1993年
『社会福祉における介護の研究』
平林勝政 1997年
「医療・看護・介護の役割分担と連携」日本学術会議社会法学会研究連絡 委員会編『高齢社会と介護システム』所収31-54頁
百瀬孝 1997年
『日本老人福祉史』中央法規
<http://www.nurse.or.jp/information/report36.html>, 1998.

介護保険法の問題点と今後の課題

(要介護度認定をめぐる紛争の整合的解決方法)

実野 勝久
Katsuhisa Jitsuno

1. 序論
2. 介護保険上の受給権の保険性(権利性)と行政不服審査手続きでの当事者権
3. 要介護度認定をめぐる行政訴訟上の問題点
4. 結論

2. 介護保険受給権の保険性(権利性)と行政不服審査上の当事者権

(1) 介護保険が公的保険であること、つまり、社会保障制度としての保険形式であることから、利用者のサービス受給権の権利性が強いと一般に考えられている。完全な公費負担の場合に比べて、所得調査等の手続きが必要ではなく、時間的にも迅速な決定ができるし、利用者にも受給申請の際に、精神的な負い目が少ないとされる。(注1)

確かに、措置制の場合に比べて、利用者の利便性は高いであろうが、拠出制か非拠出制かによって、権利の性質に差異を認めることには問題がある。非拠出制の給付でも、例えば、生活保護受給権の如く、憲法上で権利として認められ、生活保護法によって具体的権利となっているものも数多く存在している。従って、権利性を公的介護保険制度の特色として論じることは控えるべきであろう。

介護保険法に基づく給付関係の法的性格については、確定した説が無いのが現状である。拠出を条件として、権利として給付がなされるどころの契約原理に基づく給付関係、とか、法律上の被保険者に加入と保険料納付が義務づけられ、法定の要件のもとに、一定の給付が支給される公法上の給付関係、といった定義がなされている。(注2)

(2) 介護保険法上の給付関係が、上記のようなものであるのならば、被保険者は、要介護度認定をめぐる行政不服審査手続においても、契約の一方当事者たる地位にあるはずである。

しかし、施行される介護保険法は、従来型の行政不服審査制度を採用している。決定に不服のある被保険者は、介護保険法183条以下によって不服審査請求を介護保険審査会に対して行うことが

1. 序 論

平成12年より施行される介護保険法は、その検討段階から多くの論争呼んでいた。(注1) いずれにせよ、介護保険法が現実に機能を始めるにあたって、法律上の問題点を予測的に検討することは、十分に意味のあることであろう。

小稿では、多くの問題点の内から、特に要介護度認定をめぐる争訟過程に焦点を絞り、その点に関する介護保険法の今後の修正方向を探ることにした。そのために、要介護度認定に対する行政不服審査や行政訴訟において、他の行政行為上の紛争の場合と比較して、何らかの特殊性を認めることができるか否かを検討した。

(注1) 公的介護保険を、肯定的に解するか否定的に解するかについては、様々な議論がある。公的介護保険の制度自体の位置付けそのものが、社会保障制度のなかで、どのようなものであるべきかの点が十分に検討されず、急速な高齢化社会に向けての緊急暫定的立法となってしまったという特質によるものであろう。

批判的論評の例として、公的介護保険制度が、医療保険財政の悪化を補うための制度になってしまう恐れを指摘する説もある。跡田直澄「年金介護医療・社会保障の迷走」『エコノミスト』7・1 毎日新聞社1997年

できる。この不服審査形態を、他法、例えば生活保護法上のものと比較した場合、介護保険審査会の構成や審査手続の点では、かなり細かく定められているが、いわゆる独立行政委員会の行政審判手続程には審査請求人の権利利益の確保手段が、明示されていない。(注3)(注4)

思うに、介護保険が公的制度であるにしても、保険制度であるからには契約当事者としての審査請求人等に、必要かつ直接的に自己の現状や不服申立ての根拠について、不服審査手続上で説明する機会を認めるべきであろう。介護保険法194条は、保険審査会は、審理を行うために必要があると認めるときは審査請求人若しくは関係人に対して、報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問することができる、と定めている。

しかし、これは必要的審問ではなく、まして審査請求人に対して、自ら保険審査会に出頭して意見を述べる権利を認めたものでもない。

紛争解決の手続きにおいて重要なことは、判定結果の公正だけではなく、その公正さに対する当事者を含めた社会の信頼にある。施行される介護保険法では、特に後者の点でかなりの問題を含んでいるといえるであろう。審査請求人が、当該不服審査において、自己の意見や主張の根拠を明示できる機会を持つという意味での当事者権を、十分に認められて初めて判定の公正らしさを認識することができるのである。

介護保険法189条2項は、要介護認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益代表委員のみからなる合議体で取り扱おうと定める。しかし審査請求人からすれば、自己の当事者権の認められていない手続きでは、判定の公正を信じることはできないであろう。

この点で、介護保険法は極めて不十分な体制となっていることになる。

- (3) 介護保険法27条は、認定審査会が要介護度区分に従った区分認定を行うとしている。要支援状態から、要介護度5までのランク付けにより、それに見合ったサービス給付をすることになっている。(注5)

しかし、この区分判定には、相当の困難が伴うことになる。(注6)

従って、この区分判定をめぐるのは、相当数の不服審査請求の発生が予想されるところである。拠出型保険制度であることからしても、措置制度の場合に比して、不服審査請求が多発することになりかねない。(注7)

介護という日々日常的に対応しなければならない事項について、時間と経費のかかる行政訴訟は、紛争解決の方法としては欠点が多い。被保険者にとっても、介護保険連用者にとっても、できる限り不服審査レベルでの解決が望ましい。そのためには、保険審査会の判定を、より説得力のあるものとするために、行政審判型の保険審査会制度の創設が望まれる。いわゆる、実質的証拠法則の認められるような、当事者権を十分に尊重した保険審査会制度を、早急に検討すべきである。(注8)

(注1) 京極高宣『介護革命』147頁(ベネッセ、C1996)

(注2) 本沢巳代子『公的介護保険—ドイツの先例に学ぶ—』(日本評論社1996)

(注3) 生活保護法における医療扶助も、現物給付という点では介護保険と類似しているが、不服審査において、申立人にいかなる権利主張の機会があり得るかについて、同法には明文規定がない。

(注4) 例えば、国税不服審査においては、国税通則法95条で証拠提出権、同96条で原処分関係書類閲覧権が審査請求人に認められ、任意的ではあるが、担当審判官に対する意見陳述申立ても可能である。

(注5) 老人保険福祉局企画課通知(老企157号平成8年12月4日)

(注6) 筒井孝子「公的介護保険制度における要介護認定の考え方」『社会福祉学』38-2号51頁

(注7) 橋本宏子「在宅ケアと行政手続」105頁『高齢社会と在宅ケア』(有斐閣1993)

(注8) ちなみに、判例は国民健康保険法に基づく審査会の裁決の性格について、行政審判型審査ではなく、通常の行政不服審査にすぎないとする。

同法の解釈とすれば、やむを得ないところか。最高裁判決昭和49年5月30日民集28巻4号594頁「国民健康保険事業は、本来国の責務に属する行政事務であり…審査会は、形式上は保険者たる市町村とは別個の行政主体に属し、その構成も、被保険者、保険者及び公益代表者の三者より成る合議制の機関である。…その審査手続が、あたかも、本来の行政作用の系列を離れた独立の機関が保険者とその相手方との間の法律関係に関する争いを裁断する、いわゆる行政審判のごとき性質を持つものとは解されない。…」

3. 要介護度認定をめぐる 行政訴訟上の問題点

- (1) 不服審査請求人で、保険審査会の審査結果に満足できず、決定をさらに争いたい者は、行政訴訟を提起することになる。この点、介護保険法は、前述のごとく通常型の行政訴訟を予定している。

ここで問題としたいのは、①いわゆる行政裁量論が要介護度認定にもそのまま当てはまるのか、②司法権による執行停止、仮処分の可否についてである。

- (2) 要介護度認定基準については、介護保険法に区分を直接定めた条項はない。介護保険法27条8号で、厚生大臣の定めるところによることとなっている。従来判例の流れからすると、この審査に基づく決定についても、行政裁量の範囲内とされる可能性が強い。つまり、要介護度を、どのレベルと判定するかは、一次的には行政庁の裁量の範囲内の事項であり、著しく事実とかけ離れていない限り、違法とは言えないとされそうである。その結果として、原告たる審査請求人からすれば、要介護度認定について、たとえ行政訴訟を提起したとしても、そのほとんどの場合が行政裁量論によって棄却されることになりかねない。

思うに、介護保険制度が、他の制度に見られない程に細かく客観的な要介護度認定基準を必要としているのは、この制度が全国的、普遍的に地域間格差をなくして、公平かつ平等に運用されるこ

とを意図したためであり行政裁量の要素を極力制限しようとしたものと理解できる。そうであるならば、実質的には 羈束行為に近いはずである。従って、要介護認定基準は、厳格確定概念とでも表現すべき、特殊な行政基準であると考えることができないであろうか。少なくとも、厚生省が客観的基準を細かく定めるのは、自ら裁量権の範囲を厳格に制限しようとする趣旨であると理解することが可能である。

例えば、現実の被介護者の状態が、要介護度4度であったことを前提として、介護認定審査会の要介護度認定が3度であれば、判定は微妙であり、行政裁量の範囲内となるが、同じ設例で要介護度2度と認定された場合には、認定基準違反として、違法性を伴った要介護認定であったと解する。この考え方によれば、原告は被介護人の状態が、認定された要介護度区分よりも2ランク以上重度の介護サービスを要する状態にあることを証明できれば、認定処分取消判決を得ることが可能となるのである。

上記の如く解することができれば、都道府県を単位としても、地域内不平等、地域外不平等共に、ある程度は認定結果を行政訴訟で争う意義が生じるはずである。

- (3) 次に、原告が認定処分の取消判決を得たとしても、そのことによって、かえって従前の介護サービスさえ受給できない空白状態が発生することは避けなければならない。その意味で、介護保険制度においては、行政事件訴訟法25条の執行不停止及び、同44条の仮処分の禁止の問題が重要であることになる。

- ①まず、新たに被保険者が受給申請をしたところ、要介護不該当と認定審査会で判定されて同旨の決定がなされた場合や、被保険者が必要とした要介護度区分より遙かに軽度の区分認定となった場合を検討する。

この場合には、行訴法25条の執行停止は、原処分がたとえ執行停止されても、原告たる審査請求人の法的利益が実現されるわけではないから意味がないとされる恐れがある。(注1)

執行停止の法的効果を、純粹に考えればそのようになるのかもしれないが、判決の「予告的執行停止効」というものを想定できないであろうか。すなわち、前述の要介護度区分で2ランク以上低い認定であることを、原告が疎明できれば、とりあえず原処分を執行停止することにより、判決までの間に、改めて行政庁に処分の自主的取消しや更正を促す、ということである。そうすれば、介護という日々が発生する原告のニーズに対して、判決までの長い期間を待たずすむことになる。処分行政庁としても、執行停止がなされた段階で、当該訴訟が認容となる可能性を認識できるから、自主的な形で認定を再検討することになり、要介護度区分を、より客観的に判定するパターンが定着するはずである。

行政事件訴訟法25条は、さらに執行停止の要件として、回復の困難な損害性や緊急性を求めている。これらの要件を、要介護度をめぐる訴訟でも満たし得るかの点も吟味が必要であろう。

思うに、介護保険の給付は現物給付であり、被介護者の生命や健康の維持を目的とするものである。従って、この給付を拒絶したり、必要以下に減殺したりすることは、直ちに被介護者の生存権に係わるという意味で、単なる金銭給付契約関係とは異なっている。(注2)従って、同条の求める上記の要件も満たしていることが多いであろう。

このように、新たな介護認定の場合にも、裁判所による執行停止を認める利益は存在しているのであり、本来であれば迅速な裁判により判決までの期間を短くすべきではあるが、現実には長期裁判が常識となっている今日においては、それを補完するために執行停止が必要なのである。

②要介護認定の取消(介護保険法31条)や、要介護度区分の軽度方向への変更認定(介護保険法30条)を争う場合には、上記以上に執行停止の効果があり、執行停止こそが原告にとって最大の救済手段となり得るはずである。

③それでは、行政事件訴訟法44条による仮処分の禁止の点はどうであらうか。行政処分において司法的仮処分が禁止されたのは、行政権の優先的権限行使が害される点にあるとされる。(注3)

しかし、要介護度区分を厳格的確定概念としてとらえて、行政裁量の範囲を極端に、できる限り制限するものであると理解するならば、実情に合わせた介護度区分へ変更する仮処分も、行政権の権限を害さない場合があり得るはずである。但し、理論的にも実務手続的にも、仮処分まで認めることにはかなりの抵抗があることも事実である。

(注1) 東京地裁決定昭和45年12月24日判例時報618号19頁は、生活保護申請却下処分に関するものであるが、同様の事例が介護保険法上でも生じる可能性がある。

「…行政処分の効力等の申立てをし得るのは、当該行政処分の効力を停止することが申立人の権利の保全及び損害の発生拡大の防止に、直接役立つ場合に限られるところ、本件申立ては、生活保護法による保護開始申請に対する却下処分の効力の停止を求めるものであって、仮に原告の申立てが容認されたとしても、それは、本件却下処分の効力が一時的に停止されるにとどまり、これによって、原告に対する暫定的な保護の開始がなされたのと同じ効果を生ずることにはならず、他に原告の損害の発生、拡大を避けるために何ら役立つものではないから、本件申立ての利益を欠き…」

(注2) 金銭給付の場合は、執行停止を認めない判例が多い。例えば東京地裁決定昭和41年8月30日判例時報445号36頁「本件保護廃止処分により、原告に生じる損害は、単に月額12,941円の割合による金銭的損失にとどまり、およそ回復困難な損害であるとはいえないものといわなければならない。」

(注3) 園部逸夫編『注釈行政事件訴訟法』546頁

4. 結 論

このように、介護保険法の要介護度認定をめぐることは、従来の判例理論や行政法理論では、審査請求人等の利益が行政不服審査手続、行政事件訴訟手続によって、十分に保護されがたい。

まず、早急に、争訟上の当事者権の確立した行政審判型不服審査制度を採用してみるべきであろう。現状の要介護度認定審査会や介護保険審査会の構成は、認定の全国的均一性、確定性よりも、同一都道府県内での平等取扱の方向を目指すことになりかねない。しかし、保険制度下において、2号被保険者に同一の保険料の拠出基準を求めながら、認定自体に地域間格差が発生するという事は、結果として公的介護保険制度に対する不信を招き、将来に大きな禍根を残すことになる。

それを避けるためにも、市町村や都道府県といった行政領域を越えて、全国レベルを統一した不服審査機関の設定が必要なのである。介護保険法184条が、介護保険審査会を各都道府県に置いたのは、その意味では不十分である。全国统一の行政審判型不服審査機関を再審査機関としてでも設定すべきではなかろうか。

しかし、上記のようになったとしても、同一の要介護度認定を受けても現実に受給できるサービス内容の地域間格差の問題は依然として残る。

また、行政訴訟段階においては、仮処分はともかくとして、行政事件訴訟法25条の執行不停止の原則の実質的緩和が必要であろうが、その前提として、要介護度区分を「厳格確定概念」として捉えることにより、区分認定の行政裁量性を極力制限する必要がある。

<参考文献>

- 宮武 剛『介護保険法とは何か』
保険同人社1995年
- 本沢巴代子『公的介護保険—ドイツの先例に学ぶ—』
日本評論社1996
- 京極 高宣『介護革命』ベネッセコーポレーション
1996年
- 里見賢治他『公的介護保険に異議あり』
ミネルバ書房1996年
- 筒井 孝子「公的介護保険制度における要介護認定
の考え方」『社会福祉学』第38—2号
- 佐藤進他編『介護保険法』法律文化社1997年
- 阿部 泰隆『行政訴訟改革論』有斐閣1993年
- 植松勲他編『行政審判法』ぎょうせい1997年
- 橋本 宏子「在宅ケアと行政手続」『高齢社会と在宅
ケア』有斐閣ジュリスト1996年
- 園部 逸夫「公権力の行使と仮処分」『行政法の争
点』有斐閣1993年
- 宮崎 良夫『行政争訟と行政法学』弘文堂1991年
- 園部 逸夫『注釈行政事件訴訟法』有斐閣1989年

福祉のまちづくりと意識のバリアフリー

—地域コミュニケーションの展開にむけて—

平松道夫

Michio Hiramatsu

1. はじめに

総人口の4人に1人以上が65歳以上の高齢者によって占められるといわれる21世紀の「超高齢社会」を目前にひかえ、いまわが国はさまざまな福祉システムの再構築を迫られている。政策の観点からみると、1989年の社会福祉関連八法の改正によって、従来の施設福祉から在宅福祉へと大きな方向転換が打ち出された。高齢者福祉に関していえば「ゴールドプラン」が策定され、それがさらに拡大されて現在は「新ゴールドプラン」ということで平成11年度末の目標達成に向けて着々と努力がなされている。その完成を待つような形で「介護保険法」が平成12年4月から施行されることが決まっている。

障害者福祉に関してみても、精神障害者をも含めた1993年の「障害者基本法」をはじめ、1995年には「障害者プラン—ノーマライゼーション7カ年戦略—」が施行され、ノーマライゼーションの実現に向けてその努力が傾けられている。ノーマライゼーションは、バンク・ミケルセンによると、ハンディキャップをもつ人が当り前の人間として、一般社会の営みに参加するための機会をもち、障害の有無にかかわらず、権利と義務を能力に応じて平等に担って生活することができるべきである、という共生の思想のことである(注1)。

これは後述するように、障害者のみならず高齢者においても、またあらゆる人々の日常生活においてもかかわってくる考え方である。それを実現していくためにはさまざまな課題が残されている。本稿ではとくに、人々が日常生活をおくる生活圏に焦点をあて、ノーマライゼーションのまちづくりに欠かせないハード面・ソフト面の障壁除去、いわゆるバリアフリーについて考察してみたい。

2. 福祉のまちづくり

ハード面においては、1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」いわゆる「ハートビル法」の制定によって、新しく建てられる一定規模以上の特定建築物はバリアフリーにすることを求められ、また古い建物でも、改築や増築時にはバリアフリーへの改造が求められるようになった。相前後して、各地方自治体において「福祉のまちづくり」あるいは「人にやさしいまちづくり」といった福祉条例が続々と制定され、現在では大半の都道府県や政令指定都市が、条例または指針や要綱の形で施策を策定している。また、市区町村でも同様の施策策定を行なっているところがたくさんある(注2)。

こうした制度に基づいて改善が進むまちづくりは、決して特定の障害者や高齢者のためだけのものではない。新しいバリアフリーのまちづくりは、ユニバーサルデザインで進められることが望ましいとされている。ユニバーサルデザインというのは、日本語では「共用品」あるいは「共用サービス」などと訳されるように、障害者でも高齢者でも妊産婦さんでも子どもでも、もちろん、いわゆる「健常者」でも、誰もが不都合なく使えるような形につくられたものや道具、あるいは設備などをいう(注3)。

ところで、施設や在宅で寝たきりになって常時介護を必要とする高齢者は、高齢者全体の約1割からせいぜい1割5分ほどだといわれている。残りの9割近い高齢者は、いわば普通に日常生活を送っている。普通に、とはいっても、人は歳をとると身体のさまざまな部分の機能が衰え、障害者、とまでは言わなくとも、さまざまなハンディをかかえるようになる。足腰が弱まり、段差などがあれば容易に昇り

降りできなくなったり、支えなしに長時間立っていることが困難になる。視力や聴力が衰え、ものや事柄の判別がつきにくくなったり、周囲の変化に対する注意力が鈍くなる。体力もあまりないので、すぐ疲れやすくなる。いわば、軽度の障害者と同じだと考えたほうがいい(注4)。

したがって、障害者にとって住みやすいまちは、高齢者にとっても住みやすいまちだといえる。もちろん、そうしたまちづくりは、妊産婦や乳幼児をかかえた母親、たくさんの荷物を運んでいる人、さらには疲れている人にとっても、使いやすいまちになるはずである。つまり、誰もが使いやすい、そして住みやすいまちづくり、それが「福祉のまちづくり」であり「人にやさしいまちづくり」であるというわけである。

ちなみに、社会福祉の目的は、施設入所の場合も在宅福祉の場合も、当該者に適切なさまざまな福祉援助を提供していくことで、要援護者がもっている潜在的な自助能力を引きだし、要援護者が助けを借りてでも自立できるようにしていく事である。社会福祉の法律は、老人関係の福祉法も、障害者関係の福祉法も、基本的には自立が目的であるとうたっている(注5)。

しかし、施設から、あるいは家庭から一步でも外に出ると、そこにはさまざまな障壁(バリアー)があつて、なかなか外出もままならない、というのが現状である。施設内がバリアフリーになつていても、また、自宅住居が改築・改造されてバリアフリーになつていても、自立するための生活活動を行なう生活圏域がバリアフリーになつていなければ、自立生活は行なえない。

近年、福祉も人権だという考え方が少し前から広まってきているので、「ハートビル法」施行以前から、公共的な建物や施設などについては、バリアフリー設備が整備されつつある。とくに早くから福祉条例を制定している自治体などでは、かなり幅広くバリアフリーあるいはユニバーサルデザインの設備や機器が取り入れられている。多くのものは、いまではもう当り前のものになり周知のことだが、問題点も多々あるのでいくつか例をあげておく。

3. バリアフリーデザインと課題

バリアフリーは人々の生活圏域にかなり浸透してきている。とはいえ、問題がないわけではない。ハード面におけるバリアフリーの現状と問題点について、少し考えてみたい。

(1) 商品デザイン

バリアフリーが施された商品デザインは、もうすでにいくつか出回っている。たとえば、テレフォンカードをはじめとしたプリペイドカードの切り込み、千円札・五千円札・一万円札の区別ができるように工夫された型押し、電話機のダイヤル数字5のポッチ、シャンプーとリンスが区別できる工夫、音声で時刻を知らせてくれる時計などがある。これらは、いずれも視覚障害者用として工夫されたものであるが、障害を持たない人にとっても役立つ場合もあるし邪魔にはならない。

(2) 点字ブロック

これは視覚障害者用に開発されたものであるが、点字ブロックが黄色いのは視覚障害者の中でも多くを占める弱視者によく目立つように、という配慮からである。建築デザイナーの人などがカラーデザイン的によくないということで、床面のタイルの色や模様と同じ色の点字ブロックにしてしまい、弱視者にはかえって区別がつかないデザインのものもよく見かける。高齢者の中にも、それに気付かないでつまずいて転んでしまったという事故もある。アメリカのADA(障害をもつアメリカ人法、1990)に基づいた施行規則によると、コントラストさえはっきりしていればいいということのようである。

(3) 歩道の縁石切り下げ、スロープ

縁石だけで歩道と車道とを区分し、歩道と車道が同じレベルでつくられている道路もあるが、歩道が一段高くなっている場合には、交差点などで、歩道が切り下げられているところが現在ではよく見かける。これにもいろいろ問題がある。たとえば、切り下げ角度が急であったり、完全に切り下げられてい

なくて、車椅子では登きれない段差が残っていたりするところもある。切り下げの意味をまったく考えずに、とにかく切り下げたらいいのだ、といったいかげんな工事をしたことがはっきりとわかるところもある。

また、個人住宅や小さな事業所などが建ち並んでいる前の道では、車の出し入れがしやすいように入り口や車庫から道路に向かって傾斜するように歩道が切り下げられており、その切り下げが数メートルごとに、時には1～2mほどの間隔で次々と続いて、非常に通行しにくい歩道もあちこちで見られる。筆者などが自転車で通っても、でこぼこ道を走っているような気分になって、たいへん走りにくい。自転車の場合はゆっくり走ればいいが、車椅子の場合は、慎重に進めないと車道のほうに滑ってしまい、まっすぐ進むためにはかなりの努力を必要とする。

同様の危険性が駅のプラットホームにもみられる。とくに島式ホームの場合、ホームが両方の線路側にかまぼこ型に傾斜しているため、車椅子の走行はさうとう注意しなければならない。

不特定多数の人々が入り出す建物に関しては、入り口には必ずスロープが設置されるようになった。高齢者などがよく通う病院、郵便局、銀行、役場、公園、スーパーなどもいろいろ工夫しているようである。ただ、スペースの関係で入り口から離れたところにスロープが設置され遠回りを強いられたり、スロープの傾斜が急で手すりもなく危険だったりする場合も少なからずみられる。

(4) エレベータ、エスカレータ、階段

最近では低層の建築物でもエレベータやエスカレータが設置されるようになった。これもスペースの関係だと考えられるが、エスカレータが一基しかない場合は、たいがい上りの一方通行である。上りのほうが辛いのでは、という発想は、実は、いわゆる「健常者」の発想であり、高齢者にとっては、階段の下りのほうが危険が大きいともいわれている。本来ならば両方あるのが理想的である。

また、階段も一段一段の段差が高いうえにステップが狭く、急な階段が多いのはどうしてだろうか。

狭い敷地の中にできるだけ床面積を多く取るために、階段スペースを犠牲にしたとしか考えられない。個人住宅内の階段もさることながら、公共建築物の階段でもいろいろと問題点がみられる。

たとえば階段を降りる場合、同じような色と材質のステップによって、上から覗いたときに段の境目がよくわからないものもたくさんある。エスカレータには危険防止のために段の境目ところに黄色い線の引かれているものが多いが、階段にはそれが無い。段差やステップの幅、手すりのデザイン、階段室の明るさを含めて、階段そのものの構造も変えていくことが必要なのではと思える。最近、階段に握りやすい手すりが上下2段設けられるところもしばしば見られるようになったことは朗報である。

エレベータであるが、最近のエレベータには従来の縦型の押しボタン以外に低い位置に押しボタンがついて便利になっているが、「車椅子使用者専用」という事なのだろうか、わざわざ車椅子マークがついている。筆者などは、車椅子の人しか使ったら駄目なのかといった罪悪感を感じながら押しているが、あれは背の低い子どもやお年寄りにも使いやすい押しボタンだと思う。従来の押しボタンは縦長タイプが多く、上のほうのボタンなどは、背の低い人であれば大人でも腕を伸ばさないと届かない場合などもあったりして、疲れているときなど、筆者でも辛いと感じることがある。

したがって、車椅子用といった表示をせず、ユニバーサルデザインとして低位置の横押しボタンを一般化したほうがいいのではと思う。つまり、縦押しボタンなどなくしてしまってもいい。また、階数表示もたいがい上の方にあり、首をかなり上に向けないと見えないものが多い。まだまだ改善の余地がありそうである。

(5) 鉄道、バス

富山では、鉄道やバスを利用するのは運転免許をもたない子どもとお年寄り（と筆者）ぐらいで、いわゆる健常者の多くはほとんど移動手段は車のようなものであるが、首都圏や関西圏などの大都市部では、身近な公共交通機関としての鉄道やバスも、いろいろと

工夫がこらされてきている。

駅の券売機も低位置で斜めに設置してあるものが増えてきた。手前に荷物を乗せるスペースもついている。東京や大阪などではJRや私鉄、地下鉄などが相互に乗り入れているところが多く、行き先によっては乗り換えの手間が省けて便利だが、一方、乗り継ぎの切符を買うのが大変複雑である。そこで、乗り入れているすべての鉄道に共通するプリペイドカードを発行し、定期券と同様、そのカードのまま自動改札を通ることができるシステムがつけられた。たとえば、大阪を中心に「スルッとKANSAI」と呼ばれているのがそれである。いままでは大阪市営交通（地下鉄、市バス、新交通システムのニュートラム）、阪急電鉄、阪神電鉄、北大阪急行電鉄、能勢電鉄の5社だけだったが、平成11年度からはJRと近鉄を除きすべての地下鉄と関西の私鉄及び一部のバス路線に共通するようになった。券売機や乗り継ぎの複雑さをプリペイドカードで解決したというわけである。これはユニバーサルデザインの福祉機器だといえる。

大阪府では、西暦2000年までにすべての鉄道の駅をバリアフリーに改造する計画を建てている。新しく建設された駅はすべて地上からホームまで到達できるエレベータが設置されている。エスカレータも上り下りの双方向設置する駅も増えてきた。電車の床面とホームはほぼ同じ高さに保たれ、車椅子はもちろん、高齢者でも段差が少ないので乗り降りが楽である。新しい車両には車椅子を固定するスペースが設けられている。

バスも低床バスやノンステップバスが開発され、少しずつではあるが配車されるようになった。従来の普通のバスは、エンジン搭載の関係で、後ろに行くほど床が高くなっており、後ろ乗りのバスの場合、乗り口のステップが高くて複数段あり、乗るといっても、よじ登るという感じであった。新しいバスでは、かつて車掌が同乗していたときのように真中あたりに幅広い出入り口を付け、バスの前半の部分の床は低く押さえ、高齢者や障害者に乗りやすく作られている。こうしたアイデアもユニバーサルデザインの一つだといえる。

(6) その他

交通量の激しい交差点などの横断歩道には、いまではほとんど音や音楽になる歩行者用の信号機が設置されている。車椅子用トイレも当たり前で、最近、高齢者・子ども連れ・妊婦などのマークも入り、共用デザイン化してきた。誰もが気軽にまちに出て日常生活を楽しめる、そうした豊かな社会がユニバーサルデザインによって実現しつつあるといえる。

さまざまな豊かさの調査によると、最近、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさを求める人の方が多くなっている。すべての人がそれをエンジョイできる社会が人にやさしいまち、福祉のまちなのではないだろうか。福祉を辞書で引くとその第一の意味は幸福、幸せである。障害者や寝たきりの高齢者だけが福祉の対象者ではない。彼等には「社会」福祉の制度の適用が必要であるとはいえる。しかし、幸せはみんなの願いである。社会福祉の援助が必要になったときには、その制度がいつでも活用できるということであれば安心である。

社会福祉制度の整備・充実は当然求められる。しかし、財政やマンパワーの不足が問題になっている。必要になればいつでも援助を受けることができるようなシステムを整備しておくことは重要であるが、必要にならない状態をできるだけ長く続けていくことができるようにすることもまた重要である。病気になればいつでも病院や診療所で治療を受けることができるが、病気にならないにこしたことはない。病気にならないためには、日頃から健康に注意する。定期的に健康診断を受けたり、人ごみから帰ったらうがいをして手を洗ったりする。インフルエンザや日本脳炎がはやる季節には予防注射を受けたりする。つまり病気の予防をするわけである。

福祉も同じように考えてみたらどうだろうか。寝たきりにならないための予防、転んだりして怪我をしないための予防、とくに高齢者は足腰が弱くなって、転んだり滑ったりで骨折して寝たきりになるケースが多いといわれている。バリアフリーはまさにそうした予防福祉のひとつの手段であるといえる。ユニバーサルデザインは、万一何らかの障害をもって

も変わりなく使えるデザインといえるのではないだろうか。

これらの事が当たり前になることを期待しながら、そうしたまちづくりを調べているわけであるが、わざわざ「福祉の……」とか「人にやさしい……」などといっている間は、福祉が十分に行き渡っていない「やさしくないまち」なのだということを宣言しているようなものだともいえる。

4 意識のバリアの問題

総理府の『障害者白書 平成7年版』では、バリアフリーというのは到達すべき目標ではなく、必要最低条件であると述べている。その具体的実践がユニバーサルデザインの普及である。さらに、バリアには4つの種類があり、物理的バリア、制度的バリア、文化・情報バリア、意識（心）のバリアを取り上げている（注6）。

「物理的バリア」や「制度的バリア」については少しずつ改善されてきているようであるが、「文化・情報のバリア」と「意識のバリア」はたいへん難しい問題である。「文化・情報のバリア」については、1995年に発生した阪神淡路大震災の際に、視覚障害者や聴覚障害者が現状を把握する手段を持たず、また自分の意思を伝達する手段もなく、たいへんな不安に陥ったといった報告がなされていることから、課題が多い（注7）。『障害者白書 平成10年版』では、この情報のバリアフリーについて特集を組んで詳述している（注8）。

さらに4番目の「意識のバリア」は大変むずかしい問題である。障害者問題などは人権問題としてしばしば学校教育でも取り上げられているが、それが定着するまでにはかなりの時間がかかりそうである。たとえば、狭い歩道や点字ブロックの上をわがもの顔に占拠する自転車や駐車中の車、店の看板、自動販売機、粗大ゴミの違法放置。いわゆる「健常者」でもじゃまで迷惑だと思っただが、障害者や高齢者ではなおさらだろう。

歩道の真ん中にデンと居座ってとうせんぼしている電柱。点字案内版をはじめハンディをもつ人のた

めに設けられた諸々の設備に対するいたずら。バリアフリーになっていない施設で、車椅子障害者を面倒くさそうに扱う係員や、邪魔者扱いする周囲の目。シルバーシートを我がもの顔に占領する若者たち。いずれも社会的モラルの欠如によるバリアといえる。

関西の大阪・京都・神戸を結ぶ阪急電鉄では、平成11年4月1日から全席を「優先座席」にすることにしたそうである。阪神淡路大震災のおりに、被災して疲れた表情の人たちに対して自然と席を譲った光景が多くみられたことから、人の心はまだまだ捨てたものではないと社内で議論の上、実施に踏み切ったということである（注9）。意識のバリアフリーを目指す一つの大きな試みである。

バリアフリーの工業デザインを手がけている光野有次さんが、スウェーデンにバリアフリーの見学に行ったときの話である。バスには車椅子も乳母車もそのまま乗れるようになっている。低床バスがあまり普及していなかった頃の話したが、乳母車、といってもスウェーデンの乳母車は日本の折り畳み式小型バギーと違って、かなり大きなものだそうだが、その大きな乳母車や車椅子障害者がバス停で待っていると、バスの中央の大きなドアが開き、側にいる人が、さっと手伝ってバスの中に持ち上げてくれるのだ。それは常識とか社会のモラルであるとかいうレベルを超えて、条件反射とも思えるくらいだと書いていた（注10）。同じことを『「寝たきり老人」のいる国いない国』という本の中で、大熊由紀子さんも書いている（注11）。

制度や設備がいくら進んでも、人の意識がそれについていけないという、文化人類学でいういわゆるカルチュラル・ラグ（cultural lag 文化的遅滞）というのが見られる。人間の意識というのはえてして保守的なものである。最初にインプリンティング（imprinting 刷り込み）された先入観というのはなかなか変わらない。

一方で、バリアフリーやユニバーサルデザインの浸透が、そうした意識の変化を少しずつ促していることもまた事実である。人はみな歳をとり、広い意味でのハンディを持つようになるわけだから、おのずからハンディキャプトに対する考え方も変わっ

ていくものと思う。右に倣えて、似たりよったりの条例が各自治体によって制定されているが、例えそうであっても、バリアフリーやユニバーサルデザインが当たり前になっていくことで、人々の意識が変革されていくであろうことを期待したい。

阪急電鉄の試みがいみじくも指摘したように、人々の社会的モラルはそれほど悪くはない。阪神淡路大震災以後のボランティア活動も盛んである。社会構造が人々のQOLに影を投げかけ、人情が薄くなったというなら、それへの改革が求められる。社会構造は人々が作り上げてきたものなので、同じ人々が変革できないはずはない。ユニバーサルデザインと同様、ユニバーサルな心のつながり universal confidence を構築していくことは可能であろう。それは、身近なところでのつながりを再構築していくことから始まる。家族や親族、近隣や地域社会といった中での人間関係を、コミュニケーションの回復によって情報の共有化を進めていくことである。

ここでいうコミュニケーションは、単なるパーソナル・コミュニケーションではない。また、マス・コミュニケーションのような一方的なコミュニケーションでもない。これら二つのコミュニケーションの谷間に橋を架けるような形でのコミュニケーションを模索していくことが重要であろう。それが「中間コミュニケーション」と呼ばれるものであり、まちづくりにおいて重要なのは、その中間コミュニケーションの一つである地域コミュニケーションである(注12)。「地域の人々のつながりや協力をつくりだし、人間的交流のもとに文化の再生と創造を促進」するための手段である。「顔の見える人間関係においては、人と人とを引き離すのではなく、人と人を結ぶコミュニケーションが重要」(注13)となり、そうした人間関係の中では、おのずと意識のバリアフリーが構築されていくものと思える。

(注1) 副田あけみ「高齢者福祉の思想」(小笠原裕次ほか編『高齢者福祉』有斐閣、1997) 268頁。

(注2) 平成10年3月現在、市区町村の条例は14市1区1町、指針は46市2区5町2村、要綱は93市12区9町1村で策定されている(総理府編『障害者白書 平成10

年版』大蔵省印刷局、1998、280～283頁)。

(注3) 「ユニバーサルデザインの父」と呼ばれるノースカロライナ州立大学のロン・メイスは、「ユニバーサルデザインとは、改善または特殊化された設計の必要なしで、最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい製品と環境のデザイン」であると定義している。そして、ユニバーサルデザインの7つの原則として、
①公平に使えること Equitable Use、
②使用における柔軟性 Flexibility in Use、
③シンプルで直観的な使用性 Simple and Intuitive Use、
④認知しやすい情報 Perceptible Information、
⑤失敗に対する寛容性 Tolerance for Error、
⑥少ない身体的負担 Low Physical Effort、
⑦接近や使用のためのサイズとスペース Size and Space for Approach and Use、をあげている(インターネット「E&Cプロジェクト」ホームページ[<http://www.02.so-net.ne.jp/~akaneuni/universal/f001principles.html>]より)。

(注4) 60歳前後の筋力は20歳代の約50%に低下。視力に関しては、20歳代の平均0.9から60歳代では0.4に低下し、視野の縮小、夜間視機能も2分の1に低下、さらに暗順能に時間がかかり、対向車のヘッドライトのまぶしさからの回復が遅い。聴力に関しては、高音域聴力が低下し、とくに騒音下の識別能力が低下する。その他平衡感覚、反応速度、歩行速度なども低下する。歩行中や自転車による交通事故死の半数が65歳以上の高齢者である(高齢社会とまちづくり研究会編『都市と高齢者』大成出版社、1994、8～17頁)。

(注5) [障害者基本法 第1条] この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明かにするとともに、障害者のための施策の基本となる条項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

[身体障害者福祉法 第1条] この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

[老人福祉法 第3条] 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

[生活保護法 第1条] この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行ない、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

[介護保険法 第1条] この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係わる給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。(『福祉六法』より。傍点筆者。)

(注6) 総理府編『障害者白書 平成7年版』大蔵省印刷局、1995、5頁。

(注7) 田中直人『福祉のまちづくりデザイン』学芸出版社、1996。とくに「第2章 福祉のまちづくりの検証—阪神大震災の証言と課題」を参照。

(注8) 総理府編『障害者白書 平成10年版 「情報バリアフリー」 社会の構築に向けて』大蔵省印刷局、1998、1～65頁。

(注9) 朝日新聞1999年3月25日付記事。

(注10) 光野有次『バリアフリーをつくる』岩波新書、1998、vi～vii頁。

(注11) 大熊由紀子『「寝たきり老人」のいる国いない国』ぶどう社、1990、157頁。

(注12) 高橋純平「コミュニケーションと今日の生活」(高橋純平ほか編『コミュニケーションとこれからの社会』ナカニシヤ出版、1994) 19頁。

(注13) 高橋、前掲書、20頁。

子どものスポーツ的社会化論への ブルデュー理論の応用可能性の検討

八十川 睦子
Mutsuko Yasokawa

はじめに

子どものスポーツ参加状況について、組織の形態、運営は様々でありすべてを把握することは困難であるが、日本体育協会の内部組織である日本スポーツ少年団に登録されているスポーツ少年団活動の規模を見てみると、1962年の発足当時22団体、753人の団員であったものが、1990年の調査では、31,891団体、100万人を超えている。その約90%が小学生であり、中でも全国の4年生以上の男子小学生は、5人に1人がスポーツ少年団に所属している状況にある¹⁾。小学生のスポーツ少年団の活動はすっかり定着していると言えよう。

このように子どものスポーツ活動が興隆する一方で、彼らを取り囲むスポーツ環境もまた様々な問題を抱えている。過度な練習が引き起こすスポーツ障害の増加、また、近年では身体への障害だけでなく、精神的な障害も大きな問題になりつつある。多々納らは、「管理され閉鎖された競技生活により、知的・情緒的偏りや人間関係のまずさ、いわば選手生活の終了が選手個人の『社会的死』となってしまうことの問題が今日注目されつつある。」²⁾と述べ、スポーツはそのあり方によっては、子どもの社会化の過程で、彼らに悪影響を及ぼすことを示唆している。

これらの問題に対し、子どもにとって、より望ましい形でスポーツが行われるためにはどのようなプログラムがよいか、多数研究がなされている^{3)~9)}。組織スポーツに多く見られる練習や試合の過熱化が引き起こす問題、それに付随する子どものスポーツへの大人の介入の問題、教育的役割からみたスポーツと遊びの機能の問題など、子どものスポーツ的社会化過程から検討したり、あるいは、子どもの身体的成長過程から生理学的に検討している。最終的に

は、子どもにとって望ましいスポーツ形態が組織スポーツであるのか、あるいは非組織スポーツであるのかという議論になる。しかし未だ解決に至らず、なお研究課題として残されている。子どものスポーツ活動の充実のためには、解決方法を検討することが重要であろう。

問題となっている身体的障害あるいは精神的障害のいずれであれ、それらがスポーツ参与過程で生じていることから、スポーツ参与過程のメカニズム、つまり、子どもがいかにかにスポーツに参加し、その結果として何を獲得のかを課題とする子どものスポーツ的社会化論に着目すると、これらの先行研究がベースとしていた子どものスポーツ的社会化論は、規範的パラダイムに基づく客観主義的アプローチと、解釈的パラダイムに基づく主観主義的アプローチのいずれかを準拠枠としているものであり、どちらの理論にも上述の課題を克服できない理論上の限界点が明らかにされた¹⁰⁾。前者のアプローチは、ケニヨンらによるものである¹¹⁾。社会化を「個人が当該社会の参加者になることを学習する社会的過程である」と定義し、準拠枠として社会的学習のアプローチを用いた。しかし、この準拠枠では、社会化される個人(子ども)が社会化の担い手から一方的に影響を受ける存在としてみなされており、個人の主体的、能動的側面はきわめて不十分であるといった点¹²⁾や、スポーツの愛好者というのはスポーツ文化を受動的に内面化するだけでなく、スポーツ状況を変革していけるような人であるので、より個性的で主体的な人間形成の側面を捉えていかななくてはならないといった点¹³⁾が見えず、子どもの主体性が考慮に入れられていないことが限界点として残る。また、後者は岡田ら¹⁴⁾や吉田^{15)~17)}によるものである。いずれも準拠枠としては、社会化される者が一方的

に社会的役割期待をうけいれるものではなく、社会化される者（子ども）と社会化の担い手（大人）の間での役割観念、役割期待及び役割行動に相互作用が生じることを説明しているものを応用したものである。これらは、スポーツに寄与する能動的存在としての子どもを捉えることができる一方で、社会化の担い手に対しての子どもの意味世界は自明のもととして受け取られており、それぞれの役割観念や役割期待といった意味世界がどのようにつくられるのか、あるいは、互いに相手の役割観念をどこまで許容できるのかなどを説明できないものであったり、Meadの理論の解釈に誤謬があることが指摘されており¹⁸⁾、成功していないと言えよう。ここには、子どもの意味世界がつけられる社会構造的、歴史的側面が考慮に入れられないことが限界点として残っている。

以上のような限界をのりこえるためには、子どもがスポーツに関わるとき、あるいは関わっているときの姿を、規範的パラダイムに基づく客観主義的アプローチと解釈的パラダイムに基づく主観主義的アプローチのいずれにも立たず、それらの二項対立を乗り越える理論的アプローチから捉えていく必要がある。それにより、子どもを社会構造的、歴史的に規定されつつ、かつ主体的にスポーツに取り組む姿として捉えていくことが可能となるのではないだろうか。

そこで、認識論において、主観主義と客観主義の対立の止揚の立場をとると言われている¹⁹⁾ブルデューの理論（以下、ブルデュー理論という）を子どものスポーツ的社会化論に応用することを試みる。そのために、まず、ブルデュー理論それ自体を検討していくことにする。

1. ブルデュー理論の特徴

(1) ブルデュー理論の理論的位置づけ

ブルデューは、社会的認識論において、その主張のうちの一つに主観主義と客観主義の対立の止揚をあげている。彼は、解釈的パラダイムに基づく主観主義的認識論と規範的パラダイムに基づく客観主義

的認識論について、次のようにそれぞれの限界点を指摘している。主観主義的アプローチについては、「現象学的認識様式は^{注1)}、社会的世界の『生きられた』経験を独自に特徴づけるもの、すなわちこの世界を自明なもの (taken for granted) と受け取ること、を記述すること以上のことはできない。」²⁰⁾ ものであり、客観主義的アプローチについては、「制度の中に客観化された意味を自明のものとして生きてしまうようにさせる社会ゲームの意味の生産・機能条件を客観主義はついに分析できないのだ。」²¹⁾と指摘している。いずれの指摘も、先行研究で残された課題と同様のものである。彼はこの二つの認識に対して、各々の限界点を指摘しながらも、一方では、「この分裂がほとんど変更なしにたえず再生する事実そのものは、この対立しあう認識様式が社会現象学にも社会物理学にも還元できない社会的世界の科学にとって必要不可欠であることを十分に証言している。^{注2)}」²²⁾と述べ、両認識論に対してその必要性を指摘し、全面的に否定しているわけではないことがうかがわれる。さらに、この二項対立の認識様式を乗り越えるためには、「各々の認識様式の成果を保存しながら……学問的で認識様式（社会的世界の日常的経験の原理をなす実践的認識様式に対立する）たる限り^{注3)}で両者が共有する諸前提を解明しなければならない。」²³⁾とつけ加えられており、両者を排除するのではなく、統合しようとする意図を読みとることができる。ここには、それぞれの認識様式が説明可能である点を残しつつ、両者の学問的認識様式がどのようにして生まれたのか、その地点まで遡って考察することが相反する両者を統合することを可能にすると主張しており、二項対立を乗り越える可能性があると言えよう。その方法として彼は、客観主義的認識の諸成果を無にすることなく、それらの成果とそれらを得ようとして排除しなければならなかった認識の仕方を統合しつつ、さらにそのことによって得られた統合的な認識の仕方を保持するために、理論的認識の転換を提起している²⁴⁾。それは、「客観主義的認識に内在的な陥穽とも言うべき構造の実体化に陥ることを避けなければならない」²⁵⁾ことであった。つまり、

「客観的な関係を構築する上では必要な契機たる客観主義が、それらの関係を個人と集団の歴史の外ですでに構成された実在として取り扱うことによって実体化する」²⁶⁾ ことなく、構造を生成する実践がなぜ再生産されるのか、ということを経理論化しようとしたのである。

ここまでみてきたように、ブルデュー理論は、先行研究の課題であった主観主義と客観主義の対立に対して、相互に補完する可能性を持つ理論であると言えるのではないだろうか。

(2) 具体的な概念

ー「実践」「ハビトゥス」「戦略」「文化資本」ー

ブルデューは、主観主義と客観主義を相互に補完するために様々な概念を用いている。

先行研究の課題であった主観主義と客観主義の対立を乗り越えた子どもの姿を描き出すために、ここでは彼の様々な概念を検討していくことにする。

(I) 「実践」の概念

今までの規範的パラダイムと解釈的パラダイムにおいては、社会と個人を表す言葉は「構造」と「行為」であったが、ブルデューは「構造」と「実践」という言葉を使っている。彼はある箇所で「私は行為者agentという言葉を用いており、主体sujetという言い方はしません。行為とは、単なる規則の実行、規則に従うこととは違います。」²⁷⁾と述べている。行為という言葉は、辞書的意味においても、「動物や人間の動作や活動を表す用語に行動 (behavior) があるが、人間行動の特徴としての意図性や目的指向性に着目して、一般的に行動とは区別されて用いられている」²⁸⁾言葉であり、人間の意図的な行動を表している言葉であると言える。一方、主体という言葉は、「自分の意志と決断で行動し、他にはたらきかけたり影響を及ぼすもの」²⁹⁾であり、自分の意志と決断によって行動する個人を表した言葉である。したがって、行為を行う個人は主体者である、といってもよいと思われる。そして、規範的パラダイムと解釈的パラダイムの間では、ここで述べた行為の主体性の有無をめぐる、論争がなされているのである。ブルデューは、行為者という言葉は

用いるが主体という言い方はしないと述べていることから、そこに両パラダイムとは違った理論が展開され、またそのことによって両者の二項対立の超克を可能にしようとしていると考えられる。

この点に関して宮島は、「ブルデューらのテキストに『行為者の習慣行動』(pratique des agents) といった表現が現れているが、……“pratique” (英語の“practice” とほぼ同じ意味) は後天的に取得される行動で、かつ日常の習慣化した行動という意味がある。……そして“pratique”は、われわれの日常の実に広範な行動の領域を覆っていて、その意図、動機、目的などがあまり問題にされないという点では、意識的に組織されるという度合いの低い行動を含意しているといえる。」と説明している³⁰⁾。

つまり、ブルデューは、行為者の行動の中に無意図性のもが含まれていることを想定しており、行為の意味に規範的パラダイムや解釈的パラダイムで意味していた人間の意図的な行動だけでなく、無意図的な行動も含ませているのである。その意味からいって、自分の意志と決断で行動する個人という意味での主体はあてはまらないので用いないのであろうと考えられる。また、実践という言葉を用いているのも、「行為者は、意識的に考え、計算をし行為の方向をさだめ、資源を用いていくとは限らず、日常的な解釈枠組みのなかで与えられた状況の意味をとらえ行為をつくりあげていくことが一般的」³¹⁾であるため、今までのパラダイムで使われていた行為の意味と区別するためであろう。

ブルデュー理論が、行為の無意図的側面に着目している理論であることがうかがえ、ここが、今までのパラダイムと異なった点であると言える。

(II) 「ハビトゥス」の概念

上述した無意図的な行為の説明のための概念が、ハビトゥスである。ブルデューは、「行動は目的との関係において方向づけられるわけですが、意識的にそうした目的に向かって導かれるとは限りません。ハビトゥス概念が案出されたのは、こう言ってよければ、このような逆説を説明するためなのです。」³²⁾と述べ、ハビトゥス概念が実践の概念に必要である

ことを語っている。そして、ハビトゥスについて、「持続性をもち移調が可能な心的諸傾向^{注4)}」のシステムであり、構造化する構造として、つまり実践と表象の算出・組織の原理として機能する素性をもった構造である。」³³⁾とその性質を説明している。これは、ある構造に規定されているといった場合、「規定された」「構造化された構造」が固定してあるということではなく、そのなかで「構造化する構造」という、実際の行為とそれを表出していく一つの原理として動いていくものがある、それがハビトゥス概念であるという説明である。つまり、構造は実体化されたものではなく、ハビトゥスによってなされる実践によって、その結果として生み出されたものであるということである。

さらに、別の箇所ではハビトゥス概念について、「…個人と社会の対立という、科学的には全く馬鹿げた対立関係でして、身体化された、ということつまり、固体化された社会的なものとしてのハビトゥスの概念は、これを乗り越えようと目指しています。」³⁴⁾と述べられており、ハビトゥスが身体化、つまり血肉化されたものであり、さらに、このハビトゥス概念こそが、規範的パラダイムと解釈的パラダイムの双方の限界点を乗り越えるための概念であることがわかる。ハビトゥスそれ自体の生成過程および存続性については、「ハビトゥスは、教育的働きかけが作用しなくなっても存続できる、それゆえ習慣行動において内面化された恣意の諸原理を存続させることのできる、文化的恣意の諸原理の内面化の所産である」³⁵⁾と述べられており、強制がなくなった後も血肉化されたハビトゥスは存続するのである。

ハビトゥス概念についてこれまで述べたことを要約してみると、個人を取り囲む社会的なものが、個人の中で血肉化されたもの、つまり無意図的であってもそれまでの行動の原理を表出するものとなり、それに基づいて行為がなされ、社会的構造をつくりだす、そのような働きをする概念であると言えよう。ハビトゥス概念を用いて行為者の意味世界を構成してみると、それは身体化されたハビトゥスによって構成されることが示されており「客観的構造と身体

化された構造の一致である」³⁶⁾ということになるであろう。

このように、行為者の社会的、構造的背景によって作りだされたハビトゥスは、先行性を持ち、そのハビトゥスに従って行為がなされる。したがって、単純に考えれば、行為者の社会的、構造的背景によって行為が決定されてしまうことになる。しかし、そうではないのである。実際には最初におかれていた背景によってすべてが決定され行為の単純再生産がなされず、社会化の過程における変容はみられるのである。この点に関しブルデューは、「『戦略』概念の導入を通じて構造に対する行為の相対的に自立的な相をすくい出し、その要素を自らの内に取り込むことによって、はじめてその機械的・構造的な傾向を払拭できた」³⁷⁾と言われるように、「戦略」概念の導入によって、行為の単純再生産がなされないことを示しているのである。次に「戦略」の概念について検討していくことにする。

(Ⅲ)「戦略」の概念

「戦略」の概念についてブルデューは、「戦略とは、意識的・理性的な計算が生み出すものでもなければ、意識的プログラムが生み出すものでもありません。それは、ゲームのセンスのような実践的感覚であって、歴史的に定義される個別な社会的ゲームの実践的感覚であって、子供の頃より社会的に活動に参加することによって獲得されます。」³⁸⁾と述べている。つまり、「自由意志のないし意識的に目的的な行動ではないが、かといってさだまった軌道の轍のなかで繰り返されるような単なるオートマティズムでもなく、ちょうどカードの演じ手にとって種々の“手”があるように、演じての経験とか勝負のカンやコツに従って臨機応変に様々な手が繰り出されていくあの行動の展開原理」³⁹⁾であると解釈できる。どの“手”を出すかは、その場の状況認識が必要であり、その認識に影響を与えるのはハビトゥスである。その意味では、ハビトゥスを欠いては戦略は成立しないものではある。しかし、どの手を使うかというのはあくまでもその場の状況に依拠するということであり、ここにはハビトゥスによって規定されつつも実践に応用の幅があり、必ずしも一定の行為が行われ

ない可能性が示されていると言えるであろう。

ところで、場に応じた戦略を働かせるためには“手”は一つでは機能しない。場に応じて選択するためには種々の“手”が必要である。この“手”にあたるものがブルデューの言うところでは「文化資本」の概念にあたる。そこで、次に「文化資本」の概念について検討していくことにする。

(Ⅳ)「文化資本」の概念

文化資本は三つの形式において存在しているものである⁴⁰⁾。すなわち、身体化された様態、客体化された様態、制度化された様態である。「身体化された文化資本」とは、生き物になった財産、まさに身体化されその人物に完全に組み込まれた所有としての特性、すなわちハビトゥスである。「客体化された文化資本」とは、書物・機械などの現実化にほかならない資本である。この資本を思いのままに利用するためには、それを目的にあったように使用することができる必要がある。つまり、それを運用できる身体化された資本が必要ということになる。その意味では、客体化された資本は身体化された資本と密接に関わりあっているのである。「制度化された資本」とは、制度として確定する権力、つまり可視的にし、人を信じさせる、一言で言えば承認させる権力をもつ資本である。例えば、学歴や資格といったものである。

これらの三つの様態を統合させた形で、個人は文化資本を持っているのである。このような文化資本は、行為者の社会的、構造的背景による所与としての面もあるが、「少なくとも一部は能動的な習得の結果でもあるのであり、行為者自身が自ら獲得する要素からもなっている」⁴¹⁾面もある。つまり、所与性と獲得性の二側面をもっているのである。場に参加した行為者は、その場を支配している文化と自分の所与の文化資本との隔たりが大きいと、まず、異文化適応の困難な経験を強いられる。この段階で排除されてしまう者もあるが、所与の文化資本の貧困さを補おうと、今までのハビトゥスを、場を支配している文化にあうように、形を変えたハビトゥスの強化・発達に変換をはかり、そのことによって新たな文化資本を獲得しようとする適応行動がおこる

可能性もある⁴²⁾。したがって、文化資本は、単純にその量が増加していきただけではなく、ハビトゥスの変換によってその質も変容していく可能性があると言えよう。

(3) ブルデュー理論による 行為者の意味世界に対する解釈

ここまで、ブルデュー理論の具体的な概念を中心に検討してきた。ここでは、それらの概念を用いながら行為者の意味世界を解釈していき、先行研究で残されていた課題である、主観主義と客観主義の二項対立をどのように乗り越える可能性があるのかを検討していくことにする。

行為者の意味世界は、ブルデュー理論では、どの“手”をだすのか、つまり戦略として捉えられるのではない。戦略に先立つ文化資本は、変化あるいは拡大していくものである。したがって、“手の内”は一定ではなく常に変化していくということになる。しかもそれは、ある一定の目的のためというわけではなく、それに先行する所与のハビトゥスによる影響を受けながら半ば無意氣的蓄積されていくものである。したがって、実践は蓄積された文化資本の中から、実践を行う場に応じて選ばれるのであると言えよう。

行為者の行為というものは、行為者の所与の社会的、構造的規定性を受けながら形成されたハビトゥス、所与の文化資本および獲得した文化資本、実践される場の文化によって決まってくると考えられることになるだろう。

2. ブルデュー理論の子どもの スポーツ的社会化論への応用

(1) ブルデュー理論の子どもの スポーツ的社会化論への方法論的視角

ブルデュー理論によって捉えられた行為者の意味世界を、スポーツに取り組む行為者である子どもの姿に応用してみると次のように捉えられるのではないだろうか。

子どものスポーツ的社会化論の研究において、スポーツに取り組む子どもの姿は、本人は無意識であ

るが、社会的、構造的側面を身体化したハビトゥスや文化資本をもち、さらにそれらをもとにしてスポーツという場の状況に応じて戦略的に行為を行うものである、という捉え方である。このような子どもの姿を描き出すために、先行研究で捉えられていた子どもの姿と比較しつつ、子どものスポーツ的社会化論の方法論的視角を考察していくことにする。

子どもがスポーツにどのように関わっているのかを戦略概念でとらえてみると、それぞれの子どものハビトゥス形成過程まで遡って考察していく必要があるだろう。そこでは、子どもの捉え方が問題となる。解釈的パラダイムに基づく主観主義的アプローチでは、スポーツを行っている子どもの姿をその場面だけ切りとって考察しており、切り取られた部分の子どもの意味世界を自明視し、それ以上を問うことはなかった。その前提には、子どもの世界は大人のそれとは異なるものであり、二項対立的に考えることに疑いの余地のない捉え方が存在している。例えば、子どものスポーツのゆがみの原因として大人文化の困い込みを指摘し、それを解消するためには、大人がスポーツの担い手としての役割を子どもに譲り渡すことである、と提言する山本は、子どもとは「無縁的性格」をもつ存在であるとしている⁴³⁾⁴⁴⁾。子どもは、社会的に「無縁的性格」として位置づけられたことでその存在が社会の要請から無縁化され、特有の価値が尊ばれる存在であると認識されている。さらに、彼はアリエスの『子どもの誕生』における「子どもを大人から区別し、明確に対象化した思想及び子どもを独自の価値を持つ存在とする子ども観」という言葉を引用し、子どもの社会的存在について、世俗の権力や管理の及ばない自由と平和の空間をもっている存在であると位置づけている。

しかし、子どものハビトゥス形成過程に着目したとき、果たして子どもは「無縁的性格」をもつ存在といえるであろうか。アリエスの『子どもの誕生』⁴⁵⁾によれば、子どもの存在は、近代的な家族生活や学校という制度によって大人社会から隔離された、それ自体の存在として扱われるようになってはじめて、現在の子どもの観念が成立したとされる。確かに、日本においても中世では、下は15歳

の男子が社会的にも法的にも一人前の年齢区分とされた。しかし、理念や建前でなく、実態をみていくと、子どもや一人前の大人の年齢区分は時代や地域によって様々であり、また、労働・婚姻・法律などの分野ごとでも異なっているのがむしろ普通であった。年齢のみを唯一の基準として、人々を区分する考え方は、学校や軍隊など近代的なシステムの成立によるところが大きかったようである⁴⁶⁾。

以上のことを考慮に入れると、「子ども」という存在それ自体は、近代において認識されるようになったのであり、それは人間全体の存在を大人と子どもに区分するシステムによって切り離すことで可能となったのである。ここには、大人と子どもが同時に存在していることになり、大人の存在なくしては子どもの存在もないといえるであろう。「子どもは少しも『文化の外にある者や秩序から無視されている者』などではない。時にその開かれた感受性によって文化の先端に位置する存在であり、……・総じて彼らは大人との関係において秩序性の方向に強力に組み込まれている存在なのである⁴⁷⁾。したがって、スポーツに関わっているその部分だけ切り取られた子どもの姿は、子ども自身には無意識的なものであるが、スポーツ的社会化以前のハビトゥス形成時において、すでに大人の影響を内包している姿であると考えられる。ここには、子ども主体のスポーツという言い方にも限界点が存在していると思われる。子どものスポーツ的社会化研究においても、子どもと大人とを二項対立的な関係として捉えるのではなく、スポーツ文化も含めて、日常の時空間を共存している関係として捉えていくべきであろう。

次に、子どものハビトゥスがどのように獲得されるのか、その過程を検討することが必要であろう。この問題は、客観的には捉えにくい問題である。なぜなら、獲得過程において獲得者である子ども自身にとっては無意識的に獲得されていくものであり、客体化あるいは制度化された文化資本以外は不可視的なものであるからなのである。いつどのようにして身につくものなのか、ということ限定することは不可能なことであるが、自分自身の日常生活それ自体がハビトゥスの形成および獲得過程であると考

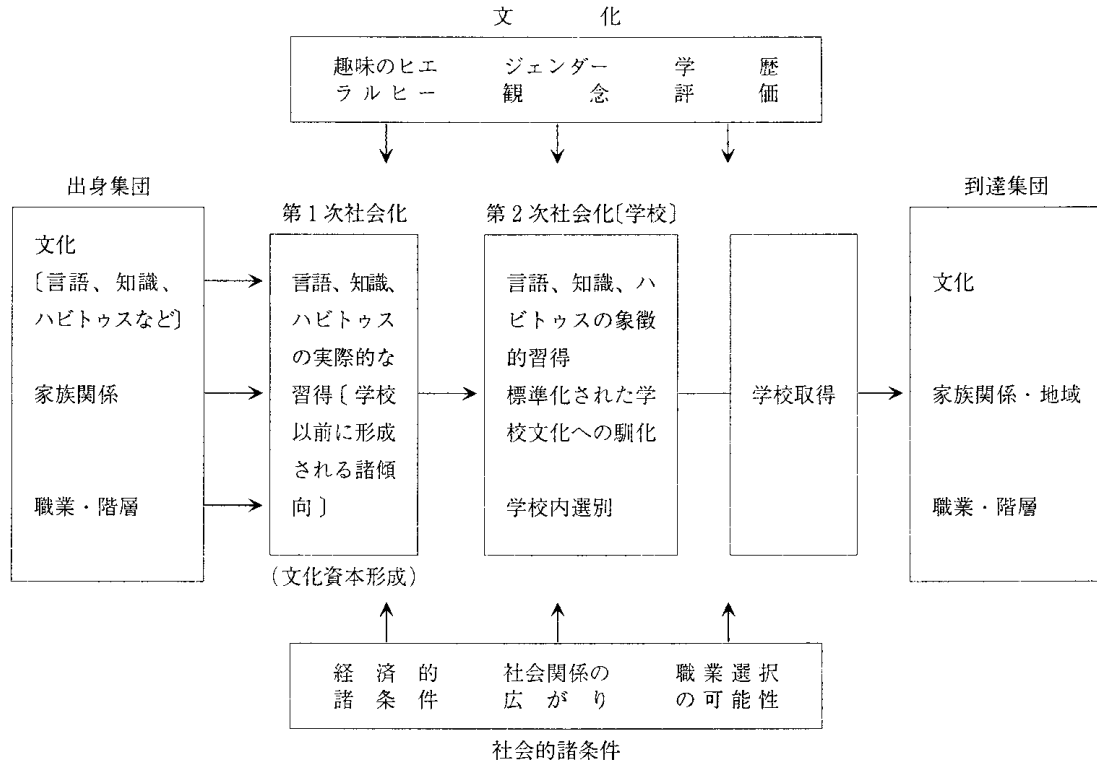


図1 文化的再生産のプロセス関連図

えられる。宮島はこの点に関して、文化的再生産のプロセス関連図を提示している（図1）⁴⁸⁾。

それによれば、学校入学以前が第一次社会化であり、学校入学以降が第二次社会化である。つまり、家庭における第一次社会化過程で所与性の文化資本を獲得し、学校における第二次社会化過程で獲得性の文化資本を獲得することが示されているといえよう。

以上のことをまとめると、子どものスポーツ的社会化研究を行うにあたって、子どもの生活史、つまり、子どもの所与のハビトゥス形成に影響を与える家庭環境と、獲得性の文化資本に影響を与える学校生活に視点をおき、そのうえで、場であるスポーツのもつ文化との関係から考察していくことが必要であると思われる。

(2) 分析枠組みの提示

以下に、ブルデュー理論に基づく子どものスポーツ的社会化過程の分析枠組みを示す（図2）。

子どものスポーツへの社会化過程を考察するためには、それに先行する文化資本を考察していく必要がある。

まず、学校入学以前の第一次社会化から考察してみよう。子どもは、主に家庭という場で社会化されるため、親の影響を最も受けながら無意識的に文化資本を獲得する。したがって、親のもつ文化資本が無意識的に子どもにも浸透すると考えられる。ブルデューによるとこの文化資本は、階級に基づいたものであり、父親の職業がそのめやすとなるとされている⁴⁹⁾。

次に子どもは、所与の文化資本をもとにしながら、第二次社会化過程において学校という場^{注6)}で、子ども同士、あるいは教師との間の相互交渉過程を通じて新たな文化資本を獲得したり、あるいは、自らの所与の文化資本を変換していくと考えられる。このようにして得られた文化資本を、スポーツの場の文化^{注7)}に適合するように戦略として運用していく過程が、「スポーツへの社会化」であると思われる。そして、スポーツ活動を通して獲得された文化資本もまた、蓄積されていく。この過程が「スポーツによる社会化」過程であると思われる。

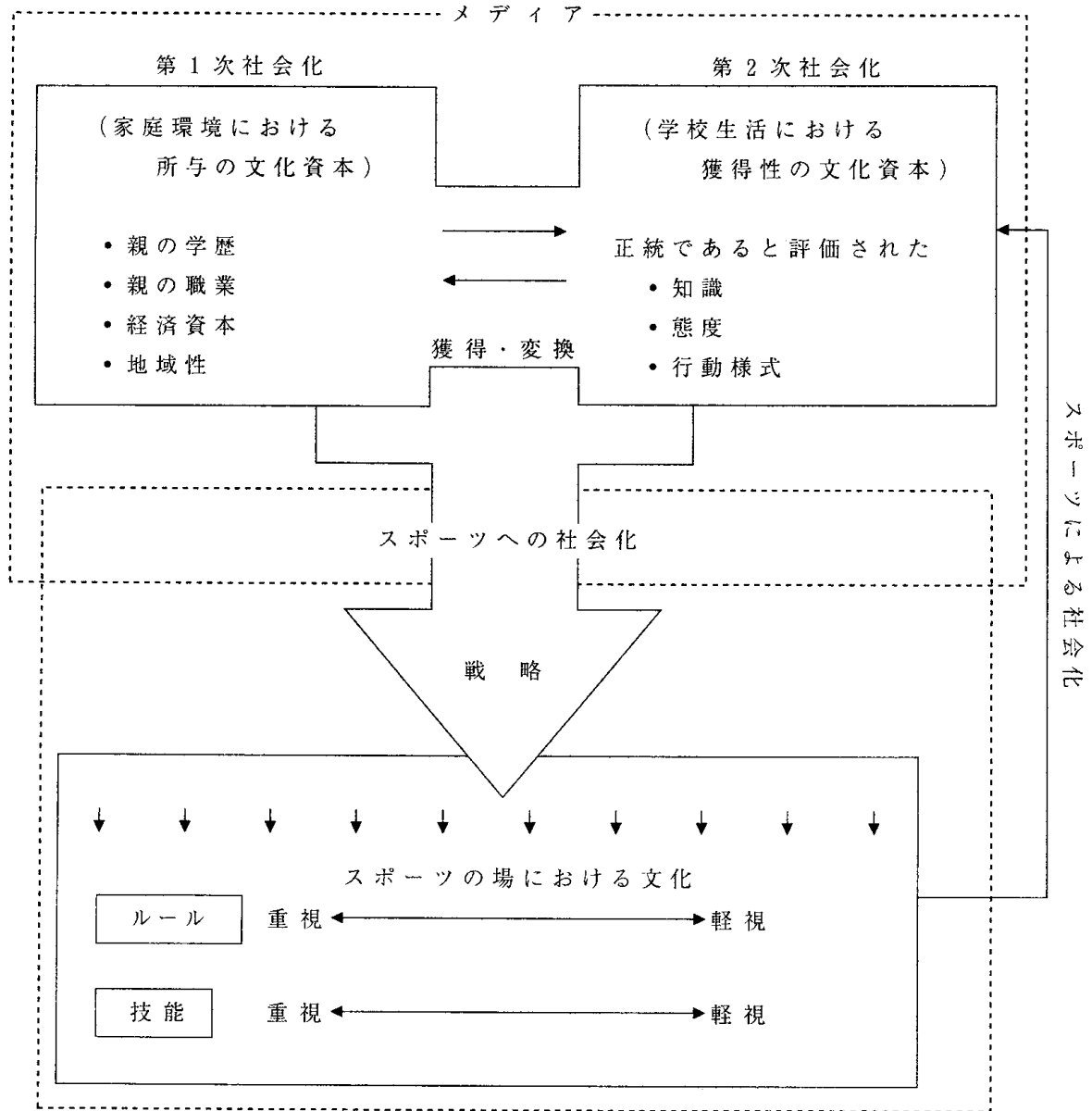


図2 子どものスポーツ的社会化過程の分析の枠組み

(3) ブルデュー理論を用いた
子どものスポーツ的社会化論の構成

子どもにとって望ましいスポーツ形態が非組織スポーツなのか、あるいは組織スポーツなのかという問題について、多くの研究がなされていることに関しては、はじめに述べた通りである。この問題について、ブルデューの「戦略」の概念を用いて考察してみることにしよう。

まずはじめに、両者の主張を整理しておくことにする。非組織スポーツが望ましいとする研究の主張は、主に皆がスポーツを楽しめるように子ども自身

がルールを工夫することによって創造力が養われるといった面や、競争心や敵対心を持たず、他の人と協調する態度や相手へのいたわりの態度が育つなどといった点を評価している。一方、組織スポーツが望ましいとする主張は、子どもの数の減少や遊び場の不足などにより、子どもが少人数でしか遊ぶことができない環境となっており、それを補う役割を果たすのが組織スポーツであるといった点を評価している。しかし、同時に両者ともマイナス点もまた指摘されている。非組織スポーツについては、現在では遊び場も減少し、子どもの遊びの質も昔とは異なっ

たものとなっているので現状には則さないという批判である。組織スポーツに関しては、子ども文化であるスポーツを大人が囲い込むことによって勝利至上主義がもたらされ、子どもの身体および精神を歪めることになるという批判である。

この問題をブルデューの戦略の概念で捉えてみると、スポーツに取り組む子どものハビトゥスや文化資本は、各自異なったものであるのだが、しかし、場の文化が一律であるために、子どもによっては、場の文化に自分の文化資本をうまく返還できないという可能性が常にあると考えられる。したがって、どちらのスポーツ形態の方が子どもに適しているかという問題は、組織スポーツであれ、非組織スポーツであれ、それ自体が悪影響を及ぼすのではなく、そこに参加する子ども自身が戦略的にハビトゥスや文化資本の変換を、スポーツ環境に応じてうまくできなかったということに起因するとみることが可能であろう。スポーツ形態をめぐるこれまでの議論は、その環境に適さなかった結果のみから判断して、その形態の是非を論じていたのではないか。子どもが文化資本をうまく変換できたならば、どちらの形態でもよいわけである。先のブルデュー理論に基づく枠組みから捉えれば、子どもが生き生きとスポーツを行うためには、非組織か組織かという二項対立の形式的環境から判断するだけではなく、子どもの生活の中で得られる文化資本に着目し、それに近い状態のスポーツ形態と相互交渉過程を考える視点が必要であろう。子どものスポーツ的社会化は、ハビトゥスと文化資本と場の関係によって決定されると思われるので、それぞれの要素についてその形成過程に遡って検討することが必要ではないだろうか。

ところで、獲得性の文化資本は、今日メディアによって得られている面も大きいのではないだろうか。子どもの生活の中に占めるテレビ視聴の時間は食事時間よりも多く、家で過ごす時間の約三分の一を占めている⁵⁰⁾。また、女子が少年マンガを好んで読み⁵¹⁾、サッカーを行っていることも珍しいことではない。日常の遊びの中には、テレビゲームやファミコンをして過ごす時間も多く、そこではバーチャルリアリティを体験している子ども像が浮かび上が

る。実際のスポーツを体験する以前に、このような体験をした子どもは、実際のスポーツを体験した時に、本来の肉体感覚とのギャップを埋めきれずに戸惑うという可能性もあるのではないだろうか。さらに、子どもは、メディアの内容を受けたり解釈するだけでなく、両親や兄弟、友達がどの様にそのプログラムの内容を解釈しているかにも影響されるのである⁵²⁾。したがってメディアは日常に非常に浸透しているものであり、子ども同士や大人と子どもの間の相互交渉過程にもまた、大きな影響を与える可能性があると言えよう。

ブルデュー理論を用いた子どものスポーツ的社会化論は、子どもがスポーツに関わっている姿を次のように捉えることができると思われる。

それは、子どもがスポーツに関わる以前に蓄積してきた文化資本の総体を、スポーツという場の論理に応じて運用している姿である。

3. 本研究の限界点と今後の課題

本研究は、子どものスポーツをめぐる起きている諸問題に対し、その解決策の模索のために検討されている子どものスポーツ的社会化論研究へ、ブルデュー理論を応用することを試みた。その結果、先行研究の課題であった、社会的、構造的に規定されながらも、主体的にスポーツに取り組む子どもの姿を表すことができる理論的枠組みの必要性に対し、一応の枠組みを提示することができたと考えられる。また、その枠組みから、子どものスポーツをめぐる問題を解決するための方法を考察していくうえで、スポーツに取り組んでいる子どもの姿をその場面だけ切り取って考えるのではなく、子どもと大人の二項対立を避けつつ、その子どものハビトゥスの形成過程まで遡って、無意識の世界をも範疇にいた考察をしていくことが重要な視点になるだろうということが推察された。

一方、研究の限界点としては、行為の先行性を有するハビトゥスが、子ども自身にとって無意図的かつ不可視的なものであるため、それがどの程度後の文化資本の獲得や変換を規定しているのかというこ

とが理解できず、次の行為との因果説明を実証することが難しい点があげられよう。また、逆説的なことではあるが、文化資本の獲得や変換のメカニズムが明らかにされるときには、それは何かによって規定されていることになり、可視的になる反面、構造決定主義に陥ることにもなるだろう。

今後の課題としては、所与の子ども文化資本がスポーツの場に文化に適合しない場合、どのように変換されるのか、あるいは変換できずに排除されていくのか、そのメカニズムについて詳細な検討が必要であろう。このことは、バーンアウトやドロップアウトといった現状の問題に直接関わっている問題でもあり、その解決にあたっては、子ども自身のハビトゥス形成に着目するだけでなく、子どもと相互交渉過程にあるであろう、指導者や親、あるいはチームメイトといった比較的広範な対象にも視点を広げ、彼らのハビトゥス形成過程をも問題にしていくことが必要となるだろう。

また、実証研究にあたっては、所与のハビトゥス形成と、後に獲得するハビトゥス形成のそれぞれの過程が連続されている過程であることに着目して、経時的な研究がなされる必要がある。所与のハビトゥス形成においては、家庭環境、ブルデューによればそれは階級構造にあたるのであるが、親の職業や最終学歴、あるいは男女差による子どものスポーツ的社会化過程への期待度の調査をする必要も考えられる。また、その際、歴史性を考慮する意味からいっても、年齢あるいはそれに対する意識の程度という指標もまた必要となるであろう。さらに、本研究でも多少考察した点であるが、テレビが普及したことによるマスメディアの影響が、どの程度のものなのかをより一層検討する必要があるであろう。メディア媒体の差異やその内容がどのような階級に対して影響を与えているのか、比較検討していくことが必要であると思われる。

ブルデュー理論自体がもつ理論的問題点もまた存在していると思われる。表出した行為それ自体は、多数の文化資本の中からハビトゥスに規定された戦略的なものであると言え、場の状況に応じて所与の文化資本の貧困さを補おうとするために、ハビトゥ

スそのものが変換をおこす可能性がある。しかし、その変換のメカニズムはブルデュー理論によっては明確には解明されているとは思われず、所与の文化資本によって行為は決定されてしまうという環境決定論に陥りやすいという点である。今後の課題として、このような理論的問題点をどのように乗り越えていくのかも考察していくことが重要であろう。

注

- 1) 主観主義的アプローチは、通常、現象学的社会学や象徴的相互作用論などの理論的立場の総称として使用されるので、ここで使われている現象学的認識様式という言葉は、主観主義的アプローチの一つとして同意語と考えてもよいと思われる。
- 2) 社会現象学とは、現象学が意識体験の背後にある想定される物理＝生理的過程に関する過程を一切排除し、現象つまり意識体験の場面にとどまってその内的構造を記述しようとする試みのことであるので、主観主義的行為論を指している言葉である。一方社会物理学とは、物理学が自然科学の言葉であり、人間の意識には還元しえない客観的実在を求める考え方であるので、客観主義的行為論を指した言葉である。したがってここでは、社会的科学の世界、つまり人間には価値自由があり、その行為によって社会秩序をつくりあげている世界にとって、両方の行為論が必要であると解釈できる。
- 3) 「学問的で認識様式たる限り」とは、科学論を意識したものであると思われる。別の箇所でもブルデューは、「客観的」観察者の立場に内在する諸前提も問い直すことの必要性を指摘している。客観性を追及する学問においては、認識者の単なる主観のみによる経験的なものは客観性に欠けるものとなり、学問ではないということになるので、そのようなものは排除することの必要性を述べている。「実践的認識様式に対立」とは、科学論における演繹法と帰納法の相違のことである。客観主義的認識様式は演繹法による説明様式であり、主観主義的認識様式は帰納法による説明様式であるので、ここでは、客観主義的認識様式と主観主義的認識

様式の対立のことを指している。

- 4) 心的諸傾向とは、disposition にあたる訳語である。ポジション＝位置を、いろいろな意味で“dis-”する、つまり、現在ある位置的関係を引き離したり入れ替えたりすることであり、「配置換え」というように理解することが適当であろう。
- 5) 象徴資本を表す言葉として、名誉と威信、信用と信じこみなどがある。実際には目には見えないものであり、形としての資本は何もないのだが、日常の世界において蓄積されており、したがって場においては通用する価値としての性格をもったものである。
- 6) 学校は、正統的文化の再生産の制度と考えられている⁵³⁾。
- 7) スポーツプレーヤーは、そのスポーツ能力を身体化するために適切な身体用法を選択し、ルールにのっとって繰り返し練習する。実践者はこの「場」に必要な競技能力を取得してはじめて、この「場」に参加できるようになるのである⁵⁴⁾。したがって、ここでは、各スポーツの場に適した技能と同意語であると考えてよいだろう。

参考および引用文献

- 1) 藤田雅文 (1992) スポーツ少年団の活動実態。四国スポーツ研究会編 子どものスポーツ、その光と影—生涯スポーツに向けて—。不昧堂：東京，pp.53-62.
- 2) 多々納秀雄ほか (1990) 対象者に応じたスポーツの展開と課題[1] 転機に立つ少年スポーツ。厨義弘ほか編 地域スポーツの創造と展開。大修館書店：東京，p.247.
- 3) 浅見俊男 (1988) 子どもの競技スポーツ。体育科学16:218-224.
- 4) 影山 健 (1987) 子どものスポーツの問題点。体育・スポーツ社会学研究 6 :1-26.
- 5) 宮内孝知 (1987) 少年スポーツのあり方を問う—その危機的状況をめぐって—。学校体育40(9):14-21.
- 6) 永吉宏英 (1988) 再考：子どもにとっての組織的スポーツとは。体育の科学38(7) : 514-517.
- 7) 藤田雅文 (1986) 子供のスポーツに関する研究—地域における小学生の組織的スポーツ活動の現状と課題—。高知大学教育学部研究報告第2部38:135-150.
- 8) 大鋸順 (1987) 子どものスポーツの振興と問題点。電気通信大学学報 (人文社会編) 38:135-142.
- 9) 舛本直文 (1988) スポーツのパラドックス論の現状と課題。東京都立大学体育学研究13:73-81.
- 10) 八十川睦子 (1998) 子どものスポーツ的社会化論の先行研究の検討。1997年度奈良体育学会発表論文集第2号。pp.63-68.
- 11) ケニヨン・マクファーソン：山本教人・中塚義実訳 (1988) 身体活動やスポーツにかかわり合うようになること—社会化の過程—。糸野豊編訳 スポーツと文化・社会。ベースボール・マガジン社：東京，p.333.
<Kenyon, G.S. and McPherson, B.D.(1973) Becomeing involved in physical activity and sport:A Process of socialization. In:Rarick, G.L. (Ed.) Physical activity: Human growth and development. Academic Press: New York, pp.304-333.>
- 12) 三本松正敏 (1982) “スポーツ社会化” 研究の発展と課題。日本体育学会 第33回大会号。p.172.
- 13) 影山 健ほか (1977) スポーツ参与の社会学について。体育社会学研究会編 体育社会学研究6, スポーツ参与の社会学。道和書院：東京,p.12.
- 14) 岡田猛・山本教人 (1984) スポーツと社会化論についての—考察— Social Agent と Socializee の相互作用の観点から—。体育・スポーツ社会学研究 3 :21-34.
- 15) 吉田毅 (1990) スポーツの社会化における「主体的—受動的論争」の検討—主体的自我論を基底として—。体育・スポーツ社会学研究 9 :107.
- 16) 吉田毅 (1990) 子どもにおけるスポーツ的社会化に関する—考察—。山陰体育学研究 6 :1-11.
- 17) 吉田毅 (1992) スポーツ社会学における社会化論への—視角—：主体性をめぐって。体育学研究 3 7:255-267.
- 18) 山本教人 (1994) Mead 理論の検討とそのスポー

- ツ的社会化論への適応可能性：「I」は主体性の
 ースか。体育学研究38:413-424.
- 19) 宮島喬 (1991) 選別とハビトゥスの社会学ー
 ブルデュー社会学への接近の一つの試みー。思想
 804:50-64.
- 20) ブルデュー：今村仁司ほか訳 (1988) 実践感覚
 1. みすず書房：東京, p.38.
- 21) ブルデュー：今村仁司ほか訳 (1988) 前掲書,
 p.40.
- 22) ブルデュー：今村仁司ほか訳 (1988) 前掲書,
 pp.37-38.
- 23) ブルデュー：今村仁司ほか訳 (1988) 前掲書,
 p.38.
- 24) 田原音和 (1987) 構造と実践のあいだーピエー
 ル・ブルデューの場合ー。社会学研究51:51-80.
- 25) 田原音和 (1987) 前掲書, p.66.
- 26) ブルデュー：今村仁司ほか訳 (1988) 前掲書,
 p.83.
- 27) ブルデュー：石崎晴己訳 (1991) 構造と実践。
 藤原書店：東京, p.19.
- 28) 森岡清美ほか (1993) 新社会学辞典 有斐閣：
 東京, p.408.
- 29) 森岡健二ほか編 (1993) 国語辞典集英社：東京,
 p.790.
- 30) 宮島喬 (1994) 文化的再生産の社会学。藤原書
 店：東京, p.14.
- 31) 宮島喬 (1994) 前掲書, p.15.
- 32) ブルデュー：石崎晴己訳 (1991) 前掲書, p.20.
- 33) ブルデュー：今村仁司ほか訳 (1988) 前掲書,
 p.83.
- 34) ブルデュー：石崎晴己訳 (1991) 前掲書, p.54.
- 35) ブルデュー・パスロン：宮島喬訳 (1991) 再生
 産。藤原書店：東京, p.52.
- 36) ブルデュー：今村仁司ほか訳 (1988) 前掲書,
 p.38.
- 37) 小松田儀貞 (1991) ブルデュー社会学における
 「戦略」論の原像ー構造と行為をつなぐ契機ー。
 社会学研究57:139.
- 38) ブルデュー：石崎晴己訳 (1991) 前掲書, p.102.
- 39) 宮島喬 (1994) 前掲書, p.139.
- 40) ブルデュー：福井憲彦訳 (1986) 文化資本の3
 つの姿。Actes1 象徴権力とプラチック。日本エディ
 タースクール：東京, pp.18-28.
- 41) 宮島喬 (1994) 前掲書, p.18.
- 42) 宮島喬 (1994) 前掲書, pp.151-163.
- 43) 山本清洋 (1986) 少年期におけるスポーツ的社
 会化の研究ー子ども文化としてのスポーツー。体
 育・スポーツ社会学研究 5:1-21.
- 44) 山本清洋 (1987) 子どもスポーツに関する社会
 化研究の現状と課題。体育・スポーツ社会学研究
 6:27-49.
- 45) アリエス：杉山光信ほか訳 (1980) 子供の誕生。
 みすず書房：東京.
- 46) 飯島吉晴 (1991) 子供の境界性ー聖性と賤性ー。
 『子どもの民俗学ー子供はどこから来たのかー』。
 新曜社：東京, pp.8-15.
- 47) 小浜逸郎 (1987) 方法としての子ども。大和書
 房：東京, p.70.
- 48) 宮島喬 (1994) 前掲書, p.47.
- 49) ブルデュー・パスロン：宮島喬訳 (1991) 前掲
 書, p.106.
- 50) 日本愛育研究所編 (1994) 日本の子ども資料年
 鑑第四巻。KTC中央出版：東京, p.563.
- 51) 同上。p.478.
- 52) 日本体協会スポーツ医・科学研究報告 (1994)
 青少年のスポーツ参加に関する研究ー第2報ー。
 p.30.
- 53) ブルデュー・パスロン：宮島喬訳 (1991) 前掲
 書, p.132.
- 54) 棚山研 (1995) ブルデュー社会学とスポーツ研
 究の可能性。ジェリー, D.編 スポーツ・レジャー
 社会学ーオルターナティブー。道和書院：東京,
 p.157.

執筆者紹介(掲載順)

武政司郎	本学教授
梅崎 薫	本学専任講師
高谷 よね子	本学元専任講師
実野 勝久	本学元講師
平松 道夫	本学助教授
八十川 睦子	本学専任講師

紀要編集委員会委員

平松 道夫・八十川 睦子

1999年4月30日 印刷	編集者 富山福祉短期大学紀要編集委員会
1999年4月30日 発行	発行者 富山福祉短期大学
	印刷所 キクラ印刷株式会社

